

全員協議会次第

令和3年3月19日
全員協議会室 9:29～

1. 開 会 (9:29)
落合事務局長

2. 挨拶
井田議長

3. 協議事項
(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種体制について
(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
(3) 藤久保地域拠点施設基本計画について

4. 報告事項
(1) 総務常任委員会

5. その他

6. 閉 会 (15:25)
小松副議長

令和3年3月19日(金)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	桃園典子
議員	細田三恵	議員	林善美
議員	菊地浩二	議員	落合信夫
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	内藤美佐子	議員	細谷光弘
議員	山口正史		
議長	井田和宏	副議長	小松伸介

欠席議員

なし

説明者

健康増進課	池田康幸	健康増進課副課長	廣澤寿美
政策推進室	島田高志	政策推進室政策推進担当主幹	富田篤
政策推進室政策推進担当師	新村優宗	株式会社総合研究所	山崎新太

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	落合行雄	事務局書記	山田亜矢子
------	------	-------	-------

◎開会の宣告

○事務局長（落合行雄君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時29分)

◎開会の挨拶

○事務局長（落合行雄君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は全員協議会ということで、大変お忙しい中、早朝よりお集まりをいただきましてありがとうございます。本当に3月の今日は19日でございます、1日1日と春が近づいている感じがいたします。そういった中で議会のほうは、昨日まで予算特別委員会が行われておりまして、6日間にわたる予算の審査でございました。議員の皆様、そして執行部の職員の皆様、本当にお疲れさまでございました。議会のほうは、この後22日に議会運営委員会、そして23日が閉会、最終日となっております。皆様方におかれましては、万全の体制で臨んでいただきたいというふうに思います。

また、今日は全員協議会ということで、案件が多くて2日間に分けて開催をさせていただくことになりました。今日も重要案件が3件、協議事項として上がっております。皆様方におかれましては、慎重審議、またスムーズな進行を心がけますので、ご協力をお願いを申し上げます。また、健康増進課長をはじめ、今日はこの後政策推進室の方にも来ていただきます。分かりやすい説明をお願いを申し上げます。

それでは、今日も一日よろしく願いいたします。

以上でございます。

○事務局長（落合行雄君） ありがとうございます。

◎新型コロナウイルスワクチンの接種体制について

○事務局長（落合行雄君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項に移ります。

その前に飲料水の持ち込みを許可をいたしますので、ご承知おき願います。

それでは、協議事項の1番、新型コロナウイルスワクチンの接種体制についてということで説明を求めます。

健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） おはようございます。よろしく願います。

まず、資料のご説明をさせていただきます。資料のほうを御覧ください。まず1番、接種対象者の概要ということで、もう既に議員の皆様方はご存じのことが多いかと思っておりますけれども、改めてご説明させていただくような形を取らせていただきます。なお、本日も説明する内容と、また今後国と県の状況により、内容が若干変化することがございますが、その点をご理解いただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

まず、対象者に関しまして、1番、医療従事者、2番が65歳以上高齢者、3番目が基礎疾患を有する者、4番目が高齢者施設等の従事者、5番目が上記以外の16歳以上65歳未満の者ということで、この接種順位が優先順位というふうに言われております。この優先順位の部分に関しましては、各基礎自治体に関しまして、この部分を変えてはいけないというふうに国から通知のほうが来ておりますので、この順番で接種していくというのが一定のルールでございます。ただ、この医療従事者の部分に関しましては、こちらは担当は埼玉県の方が行っておりまして、町は医療従事者の接種に関しては特に関与してはございません。2番目の65歳高齢者から町の関与という形になってまいります。

65歳以上の高齢者に関しましては約1万1,000人、基礎疾患を有する者に関しましては、この基礎疾患の内容に関しまして、国のほうから定期的な情報が流れておりまして、基礎疾患の定義というのがその都度その都度変化している状況でございます。ですので、今報道等に出ております内容と実際基礎疾患の者が接種対象として始まる時には、若干内容が変わっているのではないかとということをご理解いただければなどというふうに思います。どちらかという、基礎疾患の今出ている定義から減っていくというよりも、増えていくというような感じでご理解いただければよろしいかなというふうに思っております。こちらの部分の約2,500人というのは、国の計算式に基づいて三芳町の人口を掛けて出したものでございますので、先ほど申し上げたとおり、だんだんと増えていっている状況でありますので、2,500人以上、基礎疾患を有する者というのが増えるのではないかとというふうに担当のほうでは考えているところでございます。

高齢者施設等の従事者に関しまして、こちらは全施設の調査をまだ行っておりませんので、国の計算式に基づいて出した人数というふうにご理解ください。

上記以外の16歳以上65歳未満の者ということで、今現在、ご存じのとおりファイザー社のワクチンに関しましては、16歳以上というところで認可が出ておりますので、16歳以上が今のところ対象者であるということと進めさせていただいております。

2番目、接種時期に実施すべき対応ということで、(1)番、住民に対する情報提供でございますが、こちらの部分がなかなかはっきりした情報が住民の皆様方に届けられないというもどかしさがあるのが実情でございます。まず、1点目といたしまして、コールセンターに関しましては、既に議員の皆様方には情報提供させていただきましたとおり、3月3日の日に9時より開設のほうを行いました。こちらは、当初3月10日の開設を予定しておりましたが、1週間程度早めて開設をいたしました。当初3月8日の全員協議会でご説明する予定でございましたので、そちらをご説明してから3月10日開設というような運びを考えておりましたが、準備が整いましたので、約1週間程度早く開設させていただきました。よって、議会事務局のほうから情報提供という形でお示しさせていただいたところでございます。主な業務といたしましては、接種に関わる具体的な手続及び予約に関することというのがメインとなります。予約に関しましては、接種券を配布させていただいた後、また改めて住民の方々には予約方法というのは、広報の臨時号等を使ってご周知させていただこうかなというふうに考えております。開設時間に関しましては、既にお示しのとおりとなっております。埼玉県のコールセンターに関しましては、3月1日より開設しております。こちらの相談内容というのは、医学的知見が必要となる専門的な相談、市町村では対応が困難な相談部分に関しまして、埼玉県が対応するという形でございます。

2番目の町のホームページに関しましては、既に公開をしております。なるべく順次新しい情報に更新し

ていこうというふうに、担当のほうでは考えているところではございますが、更新がスムーズにいかないとき等ございましたら、ご指摘いただければなというふうに思っているところでございます。

3番目の個別通知に関して、ここをご説明させていただきます。まず、接種券の郵送でございますが、今のところ、まだ接種券のほうは町のほうに業者のほうから納品はされておりません。ただ、今の予定ですと、3月の24日から26日ぐらいに納品を予定しておりますので、そこでまた内容等をチェックさせていただいて、3月30日に郵送という形で、納品日にかかわらず3月30日に郵送しようというところで、今準備のほうは整えているところでございます。ですので、65歳以上の高齢者の方に関しては、3月30日に郵送させていただきますので、郵便事情等ございますけれども、4月の上旬にはお手元に届くのではないかとというふうに考えているところでございます。基礎疾患等の65歳未満の方に関しては、今国からの指示が一切ございませんので、印刷等の準備も行っていない状況でございます。その他といたしまして、高齢者接種券による情報提供ですが、こちらの接種券の部分に関しましては、3月3日の情報で住民の方々には情報をお届けさせていただいているところでございます。ですので、コールセンターの情報ですとか、その程度の情報しか接種券の中には明記できていないというのが現状でございます。この後一番最後でございます「広報みよし」特別号、こちらのほうで詳しい予約方法等をお知らせしようというふうに考えているところでございます。

3番目の接種体制についてご説明させていただきます。(1)番の会場の設置でございますが、三芳町に関しましては、もう既に議員の方でご存じの方いらっしゃるかと思いますけれども、町内の実施医療機関にディープフリーザー3台を設置するという形で進めているところでございます。1番の基本型接種施設というのが医療従事者が優先、2番目の連携型接種施設というのが65歳以上の高齢者をはじめとした住民の方の接種が優先というような施設でございます。三芳町の場合ですと、近隣市と比べまして、恐らく特徴があるのかなというふうに思っているのが、総合体育館や保健センター等での集団接種は行わず、医療機関の敷地内を活用して行うというような手法を取っております。というのは、ここは三芳医会の多大なるご協力というのが第一にございました。この部分で当初担当といたしましても、総合体育館を使った集団接種というのを検討し、三芳医会のほうに打診したところではございますが、三芳医会の先生方から、やはり住民の方々の安全を考えた場合には、医療機関でやったほうが安全だろうというところで、イムス三芳総合病院と埼玉セントラル病院、三芳野病院のこの3つの病院で住民接種を行っていくと、ファイザー社のワクチンに関しましては、この3つの医療機関で行っていくというところで今話を進めているところでございます。

接種体制の規模でございますが、高齢者に相当する人数の1回目、2回目をそれぞれ2か月の間に実施できる体制というのを国のほうは高齢者の接種計画として定めるようにというような通知がございました。それに基づきまして町では、人口約1万1,000人、9週間で2回接種、1週間当たり最高2,400回を打つというのが国が求めている接種計画でございます。ファイザー社のワクチン、ここもご存じの方多いかと思えますけれども、1箱に195本入ってまいります。これを我々、ワンパレット、ワンパレットと言っているのですが、この195本をシリンジによって5回取れるシリンジと6回取れるシリンジというのが今報道から出ているかと思えますが、今現実的に医療従事者の接種というのは5回接種で進められております。これがいつ6回接種のシリンジが納品されるかという部分に関しましては、未定という状況でございます。これに合わせまして約12週間で接種計画を立てた表というのが下の表でございます。A1というのをA1グループというふうに考えていただければよろしいかなと思うのですが、1回目のA1、A2、A3、4

週目になりますとB1のグループとA1のグループと、もうA1のグループの2回接種が入ってくるという
ような形で接種計画が、ワクチンが順調に入ってくれば、このような形で接種体制を整えるというところで、
担当としては鋭意努力を重ねているところでございます。

ただ、(3)番目といたしまして、各医療機関における接種可能人数、こちらが医療機関の診療時間の間
を縫ってやっていただけるというところではございますが、医師の数、こちら辺りもう報道等で全国的にも人
材不足と言われております医師の数と看護師の数の確保の人数によって、1日にできる接種の人数というのが
変わってくるというような状況でございますので、ここはもう各医療機関と今後詳細のほうを詰めさせてい
ただきたいというふうに考えております。

4番目の住民接種の優先順位といたしましては、医療従事者に関しましては、東入間医師会管内の基本型
接種医療機関、この部分に関しましてはイムス三芳総合病院とイムス富士見総合病院と上福岡総合病院のこ
の3つでございます。従事する所在地の基本型接種施設で接種を行うというのが今のところ基本となってお
りますので、三芳町の医療従事者、これはどこに住民票があろうが、三芳町で勤務している医療従事者はイ
ムス三芳総合病院で接種を行うというような流れでございます。ただ、この医療従事者の部分に関しまし
ても、はっきりとした情報ではございませんが、やはりワクチンのほうが滞っているという情報は得ておりま
して、東入間医師会管内でもまだ医療従事者分のワクチンというのは全て来ているわけではないというのは、
医師会のほうから連絡は受けております。

65歳以上高齢者に関しましては約1万1,000人でございますが、こちらはもう報道等でもございましたと
おり、埼玉県通知により、町には4月26日の週でございます。4月26日の週に485人分掛ける2回接種分、
要するにこれは1箱納品されるということになります。次の2箱目の納品日に関しましては、まだ連絡はご
ざいませぬ。ですので、県といたしましては、次いつ納品されるか見通しがつかない状況ですので、1箱納
品されたものを2回接種ができるまでの人数でやってくれというのが県の指示でございます。ですので、
485人分のワクチンが4月26日の週に届くということで、4月26日に届くのか、次の4月30日でしたっけ、
その週の金曜日に届くのか、その部分に関しましての連絡というのは、追って間近になったら連絡します
というような形でございますので、ですので今の状況ですと、ワクチンが届いたからすぐ接種ができるとい
うわけではないというふうに担当では考えているところでございます。やはり先ほどご説明させていただ
いたとおり、予約を取ったりなんなり、まず住民の方々の優先接種の対象者をどこにするのかということも、
今三芳医会とこの485のワクチンというのをまず三芳医会としてどのような体制でできるのか、それをも
って町としてはどこを優先して接種をしていくのかということも今随時話合いを持ちながら進めていると
ころでございます。接種順位に関しましては、今のところ検討中というふうには書いてはございますけれど、
ある程度幾つかの見通しをつけて庁内で話合いを進めているところでございます。

基礎疾患を有する者からに関しましては、接種体制は未定でございます。

簡単ではございますが、資料の説明は以上となります。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。ただいま新型コロナウイルスワクチン接種体制について説
明をいただきました。

ここで質問をお受けをします。質問がある方は挙手にてお願いをしたいと思います。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 大変な中、ご努力いただきありがとうございます。一番町民に関わるところが予約なのだと思うのですが、今このペーパーをいただいた限りでは、接種の予約はコールセンターだけなのかなというふうに思うのですが、新聞やら報道ではオンラインの予約があるというふうにも聞いているのですが、その辺の準備はされているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

まず、予約システムに関しましては、今進めているのはホームページやスマートフォンからの予約も可能という方法を用いる形で進めてはおります。ただ、高齢者接種の部分に関しましては、ワクチンの供給量ははっきりとしないので、今のところ高齢者の接種の最初のほうに関しては、電話だけの予約を進めていこうかなというふうに思っておりますが、いずれホームページやスマートフォンでご自身で日付を選んで医療機関を選んで予約できるような形ができるように、今ベンダーとは調整しております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。最初にワクチンが到着するのが4月26日の週なのですが、485人分がどこにするのかというのは医会との検討中ということですが、この485人の方が一斉に予約をかけようとすると、そのコールセンターがパンクしてしまうのではという、そんな不安を持つのですが、その辺についてはちゃんと例えば電話台数をたくさんやったりとか、そういう準備はされているということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

どうもありがとうございます。我々もそこを非常に懸念しておりまして、まずこの優先接種485人分しかございませんので、今考え方としては、地域住民、地域に暮らす住民で行っていくのであれば年齢の高い者から、もしくは施設に入所している者を優先するのであれば施設から、そちらもどちらがいいのかということと今調査研究を進めているところでございますが、コールセンターで予約を取るような形となりますと、地域住民ということになるのですけれども、その場合には年齢の上から順番にある程度のところで切らせていただくかなというふうに思っているところです。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちょっと情報が錯綜というか、遅れている中、大変だと思うので、よろしく願いいたします。

まず、最初のワクチンが485人分が届くのが4月の26日の週だということで、新聞発表だと19日の週に届くのがふじみ野、川越、三郷、所沢、毛呂山となっております。それ以外に関しては、その後、26日以降というふうになっているのですが、三芳は人口の割に患者数も多い、それから町では人口も多いわけです。毛呂山を目の敵にするつもりはないのですけれども、何で毛呂山が先になって、どういう考え方なのか、というのは、考え方によってはこれからずっと引き続きあり得る話だと思って、最初だけではないと思うのですが、そこら辺は県に確認はされたのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

埼玉県の方から通知のほうが届いておりまして、今山口議員がおっしゃったとおり、4月19日の週に届く市町村と、あと4月12日の週に届く市町村、それとあと4月5日にはさいたま市に届くという通知のほうが届いております。市町村をなぜこのように取り決めたのかという部分に関しまして、埼玉県の今手持ちにある通知を読ませていただきますと、県内市町村の分配の考え方ということで、①番、今後高齢者全員に接種していくことから、高齢者の人口規模を反映させていただいたと、②番といたしまして、第3波、これは12月から2月の高齢者人口に占める陽性者の割合を反映して、上から順番に市町村を点数化して順位をつけたというふうなものでございます。市に関しては上位の9市町村、町村に関しては上位の2市町村に今回は優先的にワクチンを配分したというような通知のほうが届いているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちょっと三芳、人数多いと思うのです。もう200を超えていますから、二百十幾つですか、くれぐれも遅れないように、ここから感染が広がっていくなんでことやっぱりあってはならないと思うので、ぜひ県との交渉をよろしくお願いします。

次に、今のところまだオンラインではできるのはもうちょっと先だということなのですが、そうすると接種券には届いた場合、どういう表記になるのか、つまり確定の日付って多分書けないと思うのです、発送する時点で。26日の週末までに届いていれば、その部分四百何人が確定できるかもしれないですけども、その後の人間に関しては発送する時点では確定できないと思うのですが、これは全部そうすると、コールセンターへ電話問合せという形になるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

接種券のほうに関しましては、65歳以上の接種券を3月30日に郵送しますが、そこではワクチンの接種日等は記載は一切できない状況でございます。ですので、広報の臨時号等で全戸配布をさせていただいて、そこで御覧いただく形を取らせていただきます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 多分そこが一番混乱すると思うので、よろしくお願いします。

その次に、3ページの4番に住民接種の優先順位って書かれているのですが、医療従事者、これは県がやっていますので、三芳町とは関係ない。ただ、2番目の65歳以上に関しては、接種できるのはイムス三芳総合病院が入るのか入らないのか、ちょっと前のあれを見ると入らないような受け取り方もできるのですが、どちらなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

今の情報でお答えさせていただきますと、当初の予定では、医療従事者が終わった後に高齢者の接種が始

まるという情報で、イムス三芳ではもう既に医療従事者が終わった状況で高齢者にシフトするということろで接種計画のほうは全て組んでいましたが、ご存じのとおり、ワクチンが医療従事者用と高齢者用と並行して今出ている状況でございます。そうすると、医療従事者の施設では高齢者の接種ができないのではないかなというような、結局ワクチン管理の問題です。できないのではないかなというところで、今週そこら辺でまたばたばたしているのですけれども、なので我々の今のところの考え方でいえば、イムス三芳さんは医療従事者の接種が終わってから住民に切り替えようかなというふうに考えているところではございますが、そこら辺の、これは医療機関の問題、町の問題というよりもワクチン管理の問題ですので、ワクチン管理がそこら辺の融通がきくのであれば、同時に進めることは可能ですが、それが無理だというふうに国から言われた場合には、イムス三芳に関しては医療従事者が終わった後に住民に切り替えるというふうに、この2通り今考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） あと、今度ちょっと足の話ですけれども、イムスはまだ駐車場広いです。それから、三芳野もそこそこののですが、セントラルは車で行った場合、駐車場が確保できるのかなというのがすごく心配なところなのですが、そこはどうお考えですか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

これもすみません、今の情報で、これからまたセントラル病院とは詰めていくところではございますが、今セントラル病院のほうでは、職員駐車場を一部住民に開放して駐車場の場所を確保していただけるというところでお話のほうは進めているところでございます。ただ、それがいつからそこがはっきりと住民接種として使っているのかという部分に関しましては、ディープフリーザーの関係もあり、今後詰めさせていただきますが、そのような状況で進めております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） いずれの病院も限られた駐車場になりますので、そうすると日付だけではなくて時間帯もある程度しないと、その駐車場に入れないという状態も起こり得るのかなと思うのですが、そこら辺もこれから調整されるということによろしいですか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

時間帯に関しましても、やはり何日の何時の時間枠で予約のほうを管理をしていきたいなというところで今進めているところでございます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） あと、最後になりますが、一般質問でもしましたが、高齢者で公共交通機関で行くのがちょっと苦しいと、それ以外の交通手段を持っていない方、この方たちどうされるのかなというのがすごく心配なので、これは主に高齢者と、あと基礎疾患の方が該当するかなと思うのですが、そこら辺のお考えをお願いします。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

今現在では、バスをどこまで回せるかというところもあるのですが、町がバスを借り上げて運行するというところに関しましては、検討を進めているところでございます。ただ、ワクチンの量と予約が殺到するだとか、そういうことをいろいろ考えると、どの時期からバスを運行するのかというところも踏まえて、今全体的なある期間のスケジュールというのを検討しているところではございますが、バスを全然運行しないというところは全く考えておらず、運行はさせていただこうかなというふうに思っているところです。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） あと、最後になりますが、多分これから情報がどんどんアップデートされて変わってくると思うのです。そうすると、町のほうの対応も変えなければいけないという中で、我々議員への説明という、どうしても全協が主になると思うのですが、やっぱり1か月1回ですし、かなり週単位で変わって、日単位かもしれないですけども、そうすると一々全協を開いて説明というのも、それも大変な作業になると思うので、今後我々への情報提供は、分かったら文書だけで回していただいてもいいのかなって、私個人的には思うのですが、そういう体制は取れますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） 検討させていただきます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） おはようございます。1点だけちょっとお聞きしたいのですが、まだ4月26日週の後のことなのですが、万が一自宅へ戻ってから副反応があったときに、連絡先というのは通知は町から来るし、受けるのは病院だし、埼玉県のほうが一応窓口になるのかなって私は思っているのですが、その辺どのように住民にそのことも、そういったときがあった場合にはどこに連絡するかということもきちっと明記していくことだと思っておりますが、その辺はどういうふうに捉えているかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、そういった情報というのは非常に大切だと思っておりますので、受けた後に注意事項というところで、1枚というか、情報のほうはまとめて提供させていただこうというふうに考えているところです。ただ、今おっしゃっていただいた健康的な部分に関しましてはその連絡先だとか、そういうところの部分に関しましては、また今後医師会ですとか、また近隣の情報、県の情報等を踏まえて、そちらに明記していこうかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） よろしいですか。

ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

1点なのですが、65歳以上の方の個々における、もしかすると認知度合いとか、情報を送っていた

だいたのだけれども、理解がちょっと厳しかったりとかいうご家庭もきつとおありかと思うのですけれども、例えば予約がずっとこの方ないとなったときに、コール・リコールではないのですけれども、どうしてですか、読んでいますかみたいなことの支援、サポート、ケアみたいなことは考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

その点も重要な点と捉えておりますので、まだはっきりとこうするところまで決まっておりませんが、おいおい検討していく課題となっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

最初に配られる接種券には何か通し番号みたいなのがあって、そういったもので管理するという形なのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

いつ接種するという日に関しては、町のほうで指定して、何日に来てくださいという形なのか、それぞれの方が勝手に私はこの日に行きたいというふうな形で、それだとちょっと人数が調整できないと思うのですが、どういった形でされるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

理想は今細谷議員おっしゃっていただいた、ご自身で日時を選んで予約していただくという、最終的にはそのような形に持っていきたいというふうに担当のほうでも考えております。ただ、最初のほうに関しましては、住民の方にこの日に来てくださいというふうにアプローチしていくのか、それとも選べるようにするのかというのは、まだすみません、そこまで詳細がはっきりと今ここで申し上げるほど決まっておりません。ただ、担当としては、ご自身が選んだ医療機関と接種場所を選んで行っていただけというのが理想というふうに考えております。

また、ここで一ついろいろな検討の材料の中で考えなくてはいけないことというのがございまして、先ほどの山口議員のバスの運行等も踏まえると、地域ごとに医療機関を設定したほうがいいのかとか、そこら辺の様々な今課題がございまして、そこら辺を一つ一つ整理させていただいて、また三芳医会のほうと相談させていただいて、医療機関側の接種体制等も踏まえて検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

接種に当たって、その方が実際に本当に接種された、また2回目にちゃんと何週間後に接種したというような、その情報の管理というものに対して、町としてまた新たなシステムとしてつくるのか、人間が一々チェックして確認するのか、どういった方法を考えているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

まず、情報の管理といたしましては、一人一人に先ほど申し上げたとおり番号が振られております。その番号を入力していただくことによって、予約ができるというような形でございます。予約した方が医療機関で本当に接種したかどうかというのは、受付でバーコード管理のほうをさせていただいて、その方が1回目来たかどうか、接種終わったかどうか、それとも予診のみで帰られたかどうかという情報に関しましては、簡単に申し上げますと、選挙みたいな感じですか、選挙のときに受け付けたバーコードをぴっとやると履歴が残るというような形を取らせていただいております。受けた人に関しましては、今のところ政府が行っているシステム、記録システムのほうを使って国のほうにデータが行き、そこからまた市町村のほうに戻ってくるというような、今のところ流れではございます。ですので、人が一々やるという形ではないというふうにご理解いただければと思います。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

ワクチン接種円滑化システム、ブイシスの登録とか、その後の報告等は全部病院ごとに病院の方がやられるということでもよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

ブイシスの部分に関しましては、ここは個別接種と集団接種という考え方でいけば、個別接種であれば医療機関のほうでブイシスの入力をするというところで話が進みますが、今回に関しましては三芳医会とは個別接種というよりも集団接種を医療機関でやるというような認識で行って進めております。ですので、ブイシスの入力をどちらがするかとかという細かいところに関しては、まだ医療機関と詰め切れておりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

先ほどのバーコードの接種の状況というのは、結局町が把握するということになりますと、町で接種した人数等の報告というのをするのかなと勝手に考えたのですけれども、そこは医療機関とまだ詰まっていないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） そのとおりでございます。これからまた医療機関と最終的に調整してまいります。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

施設等に入られて寝たきり等の方という方に対しても、接種をするという方向でいいのだと思うのですけれども、そういった場合は出張していかれるということでもいいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

その部分に関しまして、医療機関と最終的な詰めというのがまだできておりません。ですが、施設の部分に関しましては、施設に入所されている方が医療機関に来て接種をするというのは、大方施設側の職員に対してもかなりの重労働を課すのではないかというふうに担当では考えておりますので、できる限りその施設において接種ができないかというような形で、体制の整備のほうを進めさせていただいているところではございますが、今現在、具体的にどういうふうに行っていくのかというのは、まだ三芳医会と詰め切れていない状況でございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 接種の2番の接種体制の規模について、5回接種用のシリンジだと1,950回ということになると思うので、6回分だと2,340人分ということで、この2,400というのは6回分のシリンジが来て大丈夫なような規模の設定ということでいいのかなと思うのですけれども、具体的にいつ来るとか、そういうのは全然分からないですね。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

すみません。情報が来ておりませんので、分かりません。

○議長（井田和宏君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

ご説明ありがとうございます。まだ未確定なもの、また今後変更があり得ることが多々あるということは理解しました。私たち議員として、全協で受けたことというのはある程度公的なもう情報なのかなと思って、やはり各自、自分で発信したり、また町なかで町民と会ってお伝えしたり、聞かれたりということもあるのですが、今回このことに関しまして担当課としては、どこまで私たちも伝えていいのかって、かなり繊細な部分になると思うのですが、もしこれはちょっとやめておいてとか、このぐらいにしておいてというものがあるのであれば、今のうちに言っていただくと助かるのですが。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

すみません。ちょっと今ここで整理するというのがなかなか難しいところではございますが、医療機関等に関しましては、ご周知していただいても結構でございます。ただ、住民の方から医療機関に直接予約の問合せが行くのが、担当としては非常にそこは懸念していることではございますので、予約ですが、何か困ったことがあったらまずコールセンターにご連絡してというところは、ぜひ議員の皆さん方もお力添えをいただきたいというふうに考えているところでございます。その後、接種体制がどういうふうに行っていくのかというのも、当然議員の皆様方は住民の方からお聞かれになるかと思うのです。そのときにも三芳町は体育

館等ではなく医療機関で行っていくのだという部分に関しましては、お伝えしていただいても構わないと思います。ただ、今ご説明させていただいたとおり、3医療機関で同時に接種するわけではございません。イムス三芳がいつから始まっていくのか、またはセントラルがいつ準備を整っていくのか、またそこにディープフリーザーの納品状況というのが関わってきます。現実問題、まだ三芳町では、イムス三芳しかディープフリーザーは来ておりません。4月中旬に三芳野病院、5月に埼玉セントラルという今予定で医師会と進めておりますので、となると必然的に4月の接種はもう三芳野病院さんをお願いするということで今話は進めておりますが、その部分に関しましてはまだはっきりと決定事項ではございませんので、お控えいただきたい部分ではございますけれども、3医療機関で進めていくよくだという部分に関しましては、お伝えしていただいても構わない、逆に言うと開業医さんでは行わないということになります。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 分かりました。気をつけたいと思います。

広報の特別号、臨時号でこれに関してはしっかりとお知らせするということでしたが、その発行はいつぐらいをめどにしているかというのはありますか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

4月の中旬、できればそのワクチンの予約のことを臨時号で、予約方法等を踏まえて、日程も踏まえて、医療機関も踏まえてお知らせしたいと考えておりますので、4月中旬がリミットかなというところで進めております。ですので、それまでにワクチンの情報が届いてほしいなというふうに担当のほうでは思っているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

心配なことをちょっと思いつきまして、予約をします、きっとワクチンのその数分の予約になると思うのですがけれども、例えば予約をしたけれども、いらっしゃらない方というのがおられるのかなというふうに思うのです。そうすると、すごく貴重なワクチンが例えば廃棄になるのか、それともその残ワクチンを対象者ではなくても、その病院で自由に誰かに打てるみたいに、そういう協議だとかがされているのかどうか、ちょっと他国の外国では何かそういうので、対象者でない方にも打てるみたいな、もったいないのでという、そんなニュースも流れていたような、だからそこら辺もきっと医療機関との協議の中に入っているのかなって今ちょっと思いつきまして、教えていただければと思います。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

その点に関しましては、本当におっしゃるとおりで、貴重なワクチンを廃棄というのは担当としては考えておりません。ですが、国の通知、国の情報、厚生労働省の発信される情報と、また政府の大臣が発信される情報が差異がございましたり、いろいろなそういった状況の中で話を進めているところではございますが、なるべくワクチンの残を有効的に活用するように、三芳医会のほうとは話を進めているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

様々本当にありがとうございます。現状の話を少しお伺いしたいなと思っております、町でコールセンターを開設されたのですよね。もう大分何週間かたっているのですけれども、様々今報道とかのテレビを見た方々がいっぱいいらしゃった中、そのコールセンターにどのぐらいの件数でお問合せだとか、またどんな内容が来られているかということをお伺いします。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

すみません。はっきりした数字が今手元にないので、正確な数字を申し上げることがちょっと困難だということをお許し願った上でお答えさせていただきますと、まだ周知が十分に行き届いていないというところが、担当としても理解しております、コールセンターに入ってくる電話というのは、それほど多くない状況でございます。それほど多くないというのは、1日に10件いくかいかないかぐらいだというふうに認識しております。ただ、その中でやっぱりお問合せとして多い内容というのは、今三芳町に住民票があるのだけれども、ちょっと介護の関係でここの土地を離れている場合とか、どのように接種できるのかとかというようなご質問が比較的多いのかなというふうに、コールセンターの報告書から私が目を通した感じでは、そのような内容が多いかなというふうには思っているところでございます。ですので、我々が最初考えていた、予約はいつから始まるのだとかどうだとか、そういうお話よりも、何かここにいないのだけれども、どういうふうに接種ができるのですかみたいなお問合せが多いです。ただ、その部分に関しましては、まだはっきりと決まっていないので、住民の方に逆に正確なお答えができないというもどかしさがある状況です。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。ありがとうございます。

そうすると、この今のコールセンターの開設、電話番号というのは、エレベーターの中に貼ってあったりとかしますけれども、どんな形で今周知がされている。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

今現在周知できているのがホームページ等が主ではございます。それと、今ほかの担当課にご協力いただきながら庁内の掲示板等への周知でしたり、また医療機関での周知でしたりというところを進めているところではございますが、広報に関しては4月1日号、接種券に関しては一応コールセンターは明記されている状況ではございますので、4月以降は住民の方からの問合せというのは増えるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） ありがとうございます。細田です。

厚生省のホームページにファイザーのいろんな規定が書かれている中でののですけれども、その中で一応そのワクチンに関しては、優先順位が今あるというお話をされていて、基礎疾患を有する者という、65歳以

上の高齢者、基礎疾患の方というふうになのですけれども、やはりご自分がどんな状況なのかという方が分からない。その場合は、かかりつけのお医者さんに相談してくださいというふうなことも書いてあったかなと思うのですけれども、その注意すべき方とか、そういう詳しいことをコールセンターで問合せがこれから多分いっぱい来ると思いますけれども、先ほど電話の回線というところもありますが、殺到しないように先に広報でそういうことも詳しく広報ではお伝えできるということでもよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

コールセンターは、どのようなお話が入ってくるかというのは、我々が考えている以上に入ってくるということも当然あるかというふうに思うのですが、今ご質問いただいた基礎疾患に関しては、非常にデリケートなものですので、コールセンターのほうの回答で全て賄えるというわけでは当然ないというふうに思っているところでございます。ですので、やっぱり基礎疾患がある方に関しては、今細田議員おっしゃっていただいたとおり、まずかかりつけの先生とよく相談していただくというのが大前提でございまして、埼玉県のコールセンターのほうでも、基礎疾患に関しての接種を受けていいのかどうなのかという相談に関しては、かかりつけ医の先生との相談をよくしてくれというところで返しているという話を聞いておりますので、まず今のお話に関してはやっぱりかかりつけの先生としっかり相談してくださいというのを、今伺った情報のどこかで明記していきたいなというふうには思っているところです。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

とても重要なことだと思っていて、本当にどれだけ自分が受けられるのか、またどんなリスクがあるのかということも兼ねてまたそういうところの記載も、リスク的なところの記載も今度情報を提供できるようなことも考えられているのかちょっとお伺いします。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

全て様々な情報を住民の方にお届けするのは必要だというふうに思っているところです。ただ、様々な情報をお届けするがために、とても分かりづらいチラシになってしまったりですか、これは誰も読まないのではないかというような情報発信も一方で避けたいというふうに思っておりますので、ここの取捨選択というのが担当のほうで今頭を悩ませている状況でございまして。何かもしこういった情報が必要なのではないかとというのがございましたら、教えていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

本当に様々な情報があるかなと思っておりますけれども、あともう一つ、すごくワクチンのことも大事なのですけれども、個々に免疫力を上げていくというところも重要なかなと思っておりますので、並行的にそういう町の取組としても免疫の……

○議長（井田和宏君） 細田議員、ちょっとワクチンから外れています。

○議員（細田三恵君） すみません。ワクチンからそれました。失礼いたしました。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ちょっとずっと聞いていて心配事がもう一つあって、独居老人がすごく心配なのです。というのは、こういう方たちというのは郵便受けを見ても、場合によってはそのまま捨ててしまうとか、だから情報も得られない。この方たちどうするのかと、町でも把握していないですし、私が住んでいるところでも把握がし切れていないというのが現状で、やっぱり民生委員にちょっとお手伝いいただくしか今のところ手がないのかなと思っているのですが、だから必ずそういう情報を、町の接種券にしても届いたのかどうかから始まって、いつ行けそうなのかどうかという、行ったのかどうかまでの確認というのは、やっぱり個人情報の絡みもあるので、普通の人たちはできませんから、ちょっと民生委員の方に頼るしかないのかなと今思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

おっしゃるとおりだというふうに思っております。独居老人の部分に関しましては、議会の一般質問等でも健康増進課なり福祉課長なりがお答えさせていただいているところではございますが、確かにその点に関しては懸念している部分でございまして、また福祉課のほうの力を借りながら進めていくという段取りはできております。ただ、今回この1万1,000人をまず接種を始めていくというところを、担当課としてはまずその接種体制を整えていくというところを優先事項として上げておりますので、ある程度接種が流れてきてからいろいろなところをフォローしていこうかなというような体制をつくっていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちょっと聞かれたことで伺いたいのですけれども、先ほど駐車場という話もあったのですが、そもそも車で行っていいのかというところで聞かれたのです。打った後、多少待機の時間とかってあったりしますよね。そういうときにもし何かあったときに車で行った場合、どうなのだろうなというのがあったのですけれども、町としてはそれを推奨するのですか、どうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

推奨、車で来てくださいというあれではないのですけれども、車で来ていただいても構わないというふうにはお伝えはしようというふうに考えております。ただ、菊地議員が今おっしゃっていただいた、接種後のやっぱり状況というのは非常に重要でありますので、ここはまた医療機関の先生と、今国のほうでも最低15分みたいなことを情報が流れていますが、本当にそこは15分でいいのか、やっぱり30分なのかというところは、最終的に医療機関のほうとは詰め切れておりませんが、しっかりとそこでの待機時間というのを設けて、安全確認を行っていくというようなところでは進めております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 分かりました。

では、国のほうで出しているのですけれども、予防接種実施計画の作成等の状況ということで、町は3か所のできるということだけの公表でしたけれども、町というのは接種実施計画というをつくるのか、そのつくったものは公表していくのかどうかというので伺いたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

接種計画のほうは作成いたします。ただ、その部分に関しまして、どこまで公表していくかというのは、すみません、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

その接種計画もワクチンの入荷状況、入荷というのですか、にもよると思うのですけれども、いつぐらいに出来上がるものになるのですか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

細かい接種計画、大まかな接種計画に関しましては、既に1回作成はさせていただいたところではあるのですけれども、今回このワクチンの流通量が入ってこなかったというところで、一回全てそれは廃棄させていただいたような状況でございます。ですので、接種計画に関しまして今一番重要と考えているのが、どの期間でどれだけの人数をどこの医療機関で接種することができるのかというところをまず主眼に置いて計画のほうは進めさせていただいているところです。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ワクチン接種をした後の今心配をされている副反応ということに関して、今国全体の中では、こういう事例が出ましたということをはっきりと示されておりますが、今回の町内における陽性者の状況もいつもメールで、町のラインであるとか、そういうもので情報をいただくわけなのですけれども、町内の状況がどうであるのかということの安心性、情報開示に関しては、何か考えておられるのかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

町の接種の状況に関して、それが副反応かどうかというのを決めるのは多分恐らく町ではなく国だと思っております。ですので、何か症状が出た場合というのは、そこにいる担当医が必ず副反応報告書というのを国のほうに報告することになっております。それが副反応と認められるのかどうかというところがまずあってからの情報開示というふうに考えているのですけれども、町として接種した人のうち、どれだけの方がどうだったという公表というのは考えておりません、今のところ。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、その状況は一旦は医療機関から国に上がり、フィードバックで町にも情報共有という形で戻ってくるということによろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

すみません。説明不足でございました。町のほうに例えば町の高齢者のうち、報告された人数が、それがこの方は副反応でしたよという報告が国から来るといふご質問というふうに取り受けると、そのような報告は町には来ません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

もう一つお伺いしたいのは、接種の優先順位の中で4番に65歳以上の高齢者がいます。厚労省のホームページのほうに60歳から64歳の方も何か優先順位が高いようなことがあったのですけれども、そういう具体的なところもこれから検討するということがよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

すみません。今、そのホームページを私ちょっと見ていないので、すみません、お答えするのが正しいかどうか分からないところではございますが、高齢者施設の従事者に関しては、高齢者と一緒に打っても構わないという指示は出ているところでございます。それは、やっぱりクラスターを多分防ぐというところが大前提にあるかと思うのですが、我々としてはそこまでワクチンの供給量が安定して入ってくるのかどうかということも勘案しつつ、進めていきたいなというふうには思っているところでございます。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。ありがとうございます。

あともう一つ、ちょっと今後の体制、これからのことだと思うのですけれども、3月30日に接種券を郵送するというお話で、4月の頭ぐらいに届きますよね。そうすると、「広報みよし」のほうでお知らせをして、でも接種は4月の26週に入ってくるものからということで、時間差が日にちが大分空くのですけれども、そうすると皆さん接種券が届いたということで、いろいろコールセンターのかかってきたりとかというのをすのですけれども、いつ頃からその体制、電話機をそろえたりだとか多くしたりとかというところの体制は整っている状態になるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

コールセンターに関しましては、3月中は3名体制、4月以降は5名体制を組んでいくところではございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

4月から5名体制ということで、状況によって、少ないかなと思うと、また増やすという臨機応変に対応していくということでよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

スペース的に5名以上を増やすのは今のところ困難というふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

基礎疾患を有する者の条件というのが出た場合に、特にパーソナルヘルスレコード等があるわけではないので、自己申告でお医者さんに相談していただいて、何かお医者さんがあなたは打ちなさいとか、そういった券ではないですけども、何かそういうような形で自己申告をそれが正しいかどうかという確認をするのか、特に別に自分で私は基礎疾患がありますということで打てるのか、どういった管理にするのか教えていただきたい。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

実のところ基礎疾患に関する情報というのは、厚生労働省のほうからほとんど今皆無状態で、情報が流れてきていないところがございます。なので、どちらかというと高齢者の接種と、あと高齢者施設、あと先ほどご質問ございました、高齢者施設に関する従事者等の内容というのは流れてくるところではございますが、基礎疾患の部分に関しましては、申し訳ございません、あくまでも報道等の情報ではございますけれども、自己申告というふうに我々は今のところ捉えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

外国なんかでは、医者より高齢者施設の従事者等を先にやるかという国もあるみたいなのですが、この基礎疾患を有する者の次に高齢者施設従事者をやるという順番という意味で、そこの1、2、3、4というのは別に順番というわけではないのか、この対象者のところの。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

国から示されているのは、これが順番というふうに捉えていただいて結構かと思えます。ただ、先ほど申し上げたとおり、高齢者施設の従事者に関しては、高齢者と同時に受けることも可能というような通知のほうはいただいているところがございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

コールセンターの開設についてなのですけれども、9時から5時までということで、土日、祝日を除くということになっているので、役場と一緒によく分かるのですけれども、例えば土曜日とか、やっぱりお仕事されている方でなかなかちょっと平日電話がかけづらいという方のために、土曜開庁のときなども開けたらどうかというふうに思ったのですけれども、その辺はお考えになっていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

申し訳ございません。今のところを検討しておりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

対象となる接種の順番なのですけれども、もちろん医療従事者、高齢者といって一番最後5番目に16歳以上65歳未満で、ここが一番人数が多いのですが、でもそれまでの経験があって、きっとここはもうスムーズに行くのかなという予想もあるのですけれども、最後の5番のところは、いつぐらいになるかというのを予測もしできればお伺いします。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

予測は非常に困難でございます。というのは1点目が、もうご存じのとおり、今はファイザー社のワクチンというところで話が進んでいますが、今後ほかの2社のワクチンが入ってくる可能性がある。ほかの2社のワクチンが入ってきたときには、今度温度管理がディープフリーザー必要なくなってきますので、そのときに開業医の先生たちのご協力がどこまでいただけるのかによって、タイムスケジュールというのは非常に縮まったり延びたりするというふうに考えております。ただ、開業医の先生たちからしてみると、この接種後の待機時間というのをどのように診療時間内で行っていくかという課題というのもあるところでございます。ただ、ファイザー社のワクチンしか来なくて、この3医療機関で接種していきって考えていったときには、年内で終わるのかどうなのかなというような懸念は抱いているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

自分が受けに行くというのを考えたときに、今は小さい子はいないのですけれども、子供を連れて病院に行くというのがなかなか、もし自分に小さい子がいると抵抗があるなって考えたので、例えば一時預かりの保育所と連携したりとか、もしそういうことを考えていただければなとちょっと思ったので、お伝えしておきます。

○議長（井田和宏君） 質問ですか。

○議員（林 善美君） その点はいかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 健康増進課長。

○健康増進課長（池田康幸君） お答えいたします。

先ほどの基礎疾患のお話と重なってしまうところがあるかと思うのですが、3)の以下の接種体制は未定という部分に関しては、国のほうから一切情報がございませんので、どのように進めていくのかというのを今この場でお答えするというのは非常に困難でございます。報道等では、もう議員の方々ご存じのとおり、職場健診と一緒にできないかという話が出ていたりですとか、様々な情報が出ているのです。ただ、この予防接種というのが本当にそのような形で進めていっていいのかどうなのかというのも、国のほうでは検討しているというふうに担当のほうでは認識しておりますので、今現在は、まずは高齢者の1万1,000人と、高齢者施設に入所している人たちをいかにスムーズに事故なく接種を行っていくかというところを第一の目標というか、主眼に置いて全て接種計画というのを進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上をもちまして協議事項の1番、新型コロナウイルスワクチンの接種体制についてを閉じさせていただきます。ありがとうございました。

協議事項の途中ですが、休憩いたします。

(午前10時32分)

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前10時40分)

◎新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を行います。

協議事項の2番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について説明を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） おはようございます。政策推進室長の島田です。どうぞよろしく願いいたします。同席するのは主幹の冨田ですので、よろしく願いいたします。

まず最初に、訂正のおわびを申し上げます。数字なのですが、1次補正、2次補正の間にぽちと、マイナスではないのですが、あれが入っているところに26,367という数字が入っていたのですが、これは当初の額でございまして、11号の補正で24,866になっておりますので、そちらのほうに訂正をさせていただきましたので、24,866です。よろしく願いいたします。

コロナ感染の対策の臨時交付金ということで、これまで国のほうから交付されてきました。1次補正につきましては6,818万6,000円、これは補正2号で上げております。2次補正につきましては1億1,986万1,000円と、あと1億414万9,000円、そして国庫の補助の裏ということで2,486万6,000円、そしてここで3次補正分ということで出てきたのが新型コロナウイルス感染症対策分ということで4,699万7,000円、それとあと地域経済対応分ということで5,206万8,000円という額が三芳町のほうに入って来る予定でございます。

この3次補正分の交付の対象の事業でございますけれども、左に行きまして、新型コロナウイルス感染症

緊急経済対策に掲げられた4つの柱、これは国の柱でございます。感染症拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、2、雇用維持と事業の継続、次の段階として官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済活動の構築、それと総合経済対策に掲げられた3つの柱のうちの2つの柱、新型コロナウイルスの感染症対策の拡大防止策、あとポストコロナに向けた経済構造の転機、好循環の実現に該当する事業ということでございます。

具体的な活用の分野としましては、感染拡大の影響を受けている中小企業への支援であるとか、解雇、雇止め、内定取消し等による職を失った方の雇用の創出に資する事業等、国の施策を補完する地方公共団体独自の措置に積極的に取り組むことが期待されているということでございます。実際は2年度の補正予算に計上されて実施される事業についても対応されるということでございますが、本省繰越しによりまして、令和3年度事業として実施することにもできますので、三芳町としましては令和3年度当初予算、もしくは補正予算に計上される事業ということでございますが、当初予算につきましては既にここのところで上げておりますので、補正予算として対応いたしまして、令和3年度にこの交付金を使った事業のほうを行っていきたいというふうに考えております。

対象外経費につきましては、御覧の1番から6番、ございますので、実施計画の提出は4月以降という形になっております。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） ただいま新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について説明をしていただきました。質問がある方は、挙手にてお願いをしたいと思います。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。ご説明ありがとうございます。

これが町としては令和3年度の補正予算第1号という形で上げるというふうに予定されていると思うのですが、入る額がある程度計算できる中で、補正予算も急に組めるわけではないと思いますので、ある程度どういう事業に該当するかを考えていらっしゃるのか、それについてまずお聞きします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

詳細につきましては、まだ決まっておらないのですが、議員様からの要望等もありますので、それを加味して行っていきたいというふうに考えていますので、2つありますけれども、感染症対応に関する分につきましては、あと地域経済に対応するクーポンであるとか商品券だとか、そういうものを一応各課事業課と一緒に考えている最中でございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、まだまだ未確定の部分も多いと思いますけれども、よかったような、例えば財源補正というか、財源の切替えとかで対応というのではなく、今回審査している当初予算にプラスアルファという形の事業で何かこの交付金を利用するというお考えでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

当初予算にプラスアルファという形でやっていきたいというふうに考えておまして、新しい事業をというふうにも考えていますし、これまで1次、2次でやってきた中の引継ぎというふうな考えもございますので、どちらを選ぶかというのはこれからという形になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） そうしますと、令和3年度の補正予算の計上する時期というのは、おおよそ見えてきているのか、それともまだまだ未定なのか、どちらでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

なるべく早くという形で考えておりますので、普通ですと定例会の6月になってしまうのですけれども、私の口から申し上げるのもあれなのですが、臨時会のほうもあれば、そこに入れたいというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

新型コロナの前の町の対応として評価できる部分がありました。それで、そういった前の対応で評価できるものについて、私はまた同じようにやっていったらいいなと思う部分があるのですけれども、先ほど政策室長のほうで、要望があれば議会のほうから提出していただければということで、いつ頃まで提出したらよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

要望のほうは、この間会派のほうからも承っておりますので、その辺を基礎につくっていききたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ごめんなさい、確認なのですけれども、会派から出していけばいいということですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

先日というか、1か月ぐらい前ですか、会派のほうからコロナ対策についての要望をいただいておりますので、それを基につくっていけばいいのかなというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） この3次補正予算の、これから補正予算で対応するということですが、これに対しての会派からもう要望が出ているということに捉えてよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

国の予算がついたときに各会派からとは申し上げませんが、ある一部の会派からいただいておりますので、コロナ対策に対してこういうふうにしていただきたいというような話がございましたので、その要望を加味してつくっていけばいいのかなというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 追加ということはできると思うのですが、金額が定かではなかったので、追加もできると思いますがと捉えてよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 追加で要望があれば承ることはできるというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今の話で、一部の会派の要望を自発的に出されたものが、それが議会の要望と取られてしまわれるとちょっと困るのですけれども。もしそういうのを基にするのであれば、やはり議会に対して要望ありませんかというのを出してもらったほうがいいと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

申し訳ありません。それにつきましては、改めて臨時交付金のこの3次について議会のほうに要望したいというふうに思って、要望というか、何かあれば出していただきたいと。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、そのタイムスケジュールというか、それを教えていただければと思いますけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

なるべく早く出したいところですが、まだ国のほうの交付のほうについてのスケジュール等が来ていないものですから、国のほうにつきましては、多分4月になると来るというふうに考えております。ですので、その前に出していきたいというふうに思いますので、議会をここでやっていますけれども、これから要望を議会のほうに上げて、4月に予算要求をしていくときに参考にしていきたいというふうに考えます。

○議長（井田和宏君） 今の最終的なタイムリミットはいつですか。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

最終的なタイムリミットは、今月いただければ一番いいのかなというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 今月中。議会から上げる要望については、議会のほうで少し話をさせていただきます。

ほかにございますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 今月末という今答弁がありました。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それではないようですので、以上をもちまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については閉じさせていただきます。

続きまして、協議事項の3番、藤久保地域拠点施設基本計画について説明を求めます。

暫時休憩します。

（午前10時51分）

○議長（井田和宏君） それでは再開します。

（午前10時53分）

◎藤久保地域拠点施設基本計画について

○議長（井田和宏君） 改めて、藤久保地域拠点施設基本計画について説明を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 政策推進、引き続きよろしくお願ひいたします。

趣旨説明につきましては、主幹の富田と、あと新村、あと今回日本総研のほうから山崎さんのほうに来ていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、藤久保地域拠点の基本計画の策定ということで、PFI等の導入可能性調査等につきまして、報告のほうをさせていただきたいというふうに思います。これにつきましては、コンサルタントの日本総研さんの作成の報告とさせていただき、基本計画の策定に向けて、後に議会としてのご意見のほうをいただきたいというふうに考えております。

それでは、説明のほうを最初に富田のほうからよろしくお願ひいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 皆さん、おはようございます。政策推進室の富田でございます。

それでは、私のほうから、お配りしてありますA4横判の資料、1ページ目から22ページまでご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、資料を開いていただきまして、2ページ、3ページ、こちらにつきましては、官民連携の手法としましてPPP、それとPFIについての説明が書いてありますので、内容につきましてはこちらに書いてあるとおりでございますので、詳細につきましては割愛させていただきたいと思います。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらは、PFI事業の実施のプロセスについて図で表したのになっております。従来方式による施設の整備の流れ、それとPFIやDBOによる施設の整備の流れ、こちらが図で表しているような形になります。大きな違いとしましては、従来方式につきましては、設計と建設それぞれ契約を行うような形になります。PFI、DBOにつきましては、事業者選定のときにそういったものを一括で発注するような形、ここが大きく従来の方式とは変わるような形になります。

続きまして、5ページを御覧ください。今回、この藤久保地域拠点施設の基本計画を策定しておるところ

で、このPFI等の導入の可能性調査というものを行っております。この導入の可能性調査というのはどういったものかと申し上げますと、この可能性調査の中で藤久保地域拠点施設の事業手法、どのような手法でこれらを整備、または維持や管理していくかという、そういった手法を検討するものとなっております。この事業手法の検討の中で、それを評価する項目としまして、こちら黒ぼちの2段目にございます定性評価、それと定量評価、3番目に民間企業の意向、ヒアリング、この3点を主たる判断要素としております。この①番の定性評価につきましては、数値化できない項目について評価しております。2番目の定量評価につきましては、後ほどご説明しますが、VFM、数値化できるものについての評価となっております。3番目の民間企業の意向というのは、この藤久保地域拠点施設のこの事業自体が、民間側からしてどのような反応があるかという実際のヒアリングの結果を基に判断するような形になっております。黒ぼち3番目に書いてあるとおり、実際にこちらで例えばPPPですとかPFIの手法で行いたいというふうな考えがあったとしても、民間事業者側でそういった考えがない場合につきましては、少し難しいという判断も出ますので、その辺の市場の確認をさせていただいているというところになります。

それでは、ページをめくっていただきまして、先ほど申し上げました、数値化できない定性評価の部分についてご説明させていただきます。今回、この定性評価を行う事業手法を7ページから10ページまでである4つの事業手法について評価を行っております。まず、1つ目の事業手法としてPFI、これが7ページに事業のスキーム等は書いてございます。続いて、8ページ目の2番目の手法としましてDBO、9ページにあります3番目の手法として設計プラス運営、それと10ページにございます4番目の事業手法として定期借地プラスリース、この4つの事業手法と従来の公共施設の公共の事業、そちらを比較するような形になります。

A3横判の資料もあるかと思えます。そちらを御覧いただきたいと思えます。こちらの表が実際にその定性評価を行った結果となります。一番左の列にその評価をした内容が書いてございます。ちょうどブルーのところ塗ってある項目なのですが、1番目から7番目までです。その項目について従来手法から定期借地プラスリースまでのこの5つの事業手法について、それぞれ定性的に評価をしてございます。

A4判資料の12ページと併せて御覧いただきたいと思えます。こちらの事業手法に関する定性の評価においては、PFIとDBOに優位性があるということで評価が出たところでございます。このPFIとDBOの手法のうち、町における本事業の重要性や住民の方の関心の高さ、そういったものを考慮しますと、DBOにやや優位性があるといった形での思われるということで評価が出たところでございます。

続きまして、先ほどのページで言いますと5ページ目にちょっと戻っていただきたいのですが、5ページ目の黒ぼち2点目の③番、民間企業の意向のヒアリング、こちらについて行った結果が資料の13ページからになります。

A4判横の14ページを御覧ください。こちらの民間事業者のヒアリングにつきましては、こちらの表にあるとおり、全体の統括や建設の役割を担う事業者は8社ヒアリングを実施しております。維持管理、運営につきましては、3社にヒアリングを実施しました。その他としまして、金融機関にも1社実施しております。

17ページを御覧ください。こちらのヒアリングの結果、こちらの藤久保地域拠点の事業に関しまして、全ての企業が関心を持っているといったお答えをいただいております。特に代表企業となり得る企業の大半につきましては、本事業に対して非常に関心があるということで回答をいただいているところでございます。

その他、このヒアリング内容の詳細につきましては、こちらの資料に書いてあるとおり、いろいろなご意

見をいただいているところで、資料の22ページを御覧いただきたいのですが、今回このヒアリングを行った結果としましては、全国的にもPPPですとかPFIの事業の実績が豊富な企業のうち、数多くの企業の方がこの藤久保地域拠点施設の整備事業につきましては、強い関心を示しているという結果が出ておりまして、市場性としては十分にあるといった認識であります。

22ページ、黒ぼちの2番目なのですが、ヒアリングをする中で施設整備及び維持管理運営につきましても、積極的なアイデアが挙げられたところがございます。町で今基本計画の素案を策定しておりますが、その中で内容を検討したものと方向性につきましても共通しているため、この事業内容についても民間企業の方に理解が得られるというふうに思われます。

それと、民間収益施設についても、カフェとかというお話も出ておりますが、ここに誘致するのが困難といった意見は実際には少なかったです。カフェなど何らかの誘致は可能という意見が大半であったため、その規模についてはまだ今後詰めていく必要があると思っておりますが、民間収益施設の整備につきましても、この場所で可能性が高いというふうに考えられます。

契約の方式なのですが、ヒアリングを行った事業者の中では、PFIとDBOを希望するご意見が大半でございました。

民間事業者からの意見としましては、この本事業につきまして、官民連携事業として実施できる可能性というのは非常に高いというふうに思われるといったご意見がございます。町が行う今回の定性評価及び定量評価を踏まえて、最終的に判断することが望ましいのではないかとといったご意見が出たところでございます。

まず、以上私のほうから、こちらの今回の報告の定性評価、それと民間事業者のヒアリングの内容について今ご説明させていただきましたので、よろしくお願ひします。

○議長（井田和宏君） 続けて説明を求めてもよろしいですか。

指名をいたします。政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） 新村です。よろしくお願ひします。

私のほうからは、定量評価、VFMの部分と最終的な総合評価の部分のご説明を差し上げます。引き続き、A4横判の資料を御覧ください。24ページ目です。まず、ここで言われる定量評価というところで、そちらに使われるVFMという指標についてご説明いたします。VFM、バリューフォーマネーとは、従来方式とPFI等、官民連携事業方式の場合で、財政負担額の減少割合の部分のことを示すものでございます。対象事業における自治体の歳出から歳入見込まれる部分を差し引いた実質的な財政負担額を比較することとなります。この部分が下の表に表されております。従来方式の図でございまして、左側に歳出がまとめられておまして、施設整備費用と実施年度分の維持管理費、運営費から利用料収入等、歳入を差し引いた実質負担額をPSCと申しまして、こちらが従来方式の実質的な負担額となります。それに対しまして、PFIにおける財政負担の部分につきましては、サービス対価掛ける事業年度が歳出部分にございまして、歳入部分としては税金等、歳入に見込まれる部分を除きまして、実際にかかる実質負担額の一部をLCC、ライフサイクルコストと申しまして、このPSCとLCCの差の部分がVFMに当たります。こちらの結果を本日ご報告させていただきます。

なお、こちらVFMの考え方の中で、実質的な財産負担額は現在価値に換算して比較することとVFMガイドラインのほうで示されております。こちらの考え方につきましても専門的なところでございまして、

次ページにてご説明させていただきます。現在価値とは、将来発生するコストや収入を現在の価値に評価し直した額のことです。金融的な考え方でございますが、例えば現在の100万円を年利5%で運用した場合、1年後には105万円になっている。では、同じ利率で運用して、来年の100万円を確保するには現在幾ら資金が手元があればいいか、そういったものを換算することを現在価値に換算するといったことになりまして、事例でいきますと、来年度100万円が必要な場合は、下記のような算式を使いまして、95.2万円現在手元にお金があれば来年には100万円になっているといった考え方になります。オレンジの枠の中ですか、PFI事業では長期の事業期間全体のライフサイクルコストを比較する必要があるため、こういった形の現在価値による評価を行います。なお、現在価値換算には下の赤字のような数式を使いまして、n年後の資産の現在価値を出す場合に、n年後の資産価値割ることの1足す割引率の年度分の乗数を掛けた算式になります。こちらの割引率については、こちらVFMガイドラインのほうに解説がございまして、リスクフリーレートを用いる方式が推奨されておまして、今検討では長期国債利回りの推移を参考に設定いたしております。今回参考にしている数値として、過去20年間の15年物国債利回りの平均値1.291851%にリスクの調整としてGDPデフレーター（2000年から2019年の平均値）マイナス0.51%、こちらを引く形になりますので、実質的にはプラスになりまして、今回の割引率を1.8%と算出し、現在価値に直しております。

26ページです。こちらがVFM試算の結果の概要となります。まず、結果といたしまして、従来方式に比べDBOでは4.6%、PFIでは3.3%のVFMが出たといった結果が得られました。この部分が従来方式よりも圧縮された部分となります。期間につきましては、設計、建築期間で4年、維持管理運営期間で15年間、この部分のフルコストを最初に計算いたしまして、そちらの現在価値に直したものを比べております。後ほどこの中身の詳細につきましてはご説明いたしますが、一旦こちらの表のほうのご説明をさせていただきますと、歳入歳出に分けた従来方式DBO、BTO、こちらBTOがPFI方式になります。これらを合計いたしまして、公共の負担額PSCが現在価値換算前で121億7,400万、DBO方式で116億1,300万、BTO、PFI方式で120億といった形で出ておまして、こちらを先ほどの割引率を用いました現在価値換算しますと、従来方式で107億9,400万、こちらを100%としたときにDBO方式では4.6%、PFIでは3.3%圧縮できたという計算結果となっております。

では、この中身につきましてご説明させていただきます。こちらには整備費、建物の建設工事等の費用と維持管理運営、15年間の委託料等、それと人件費、それらが足し込まれてフルコストとして計算されております。そちらの根拠のほうを説明させていただきます。

27ページです。まず最初に、整備費の概算算定について、前提条件をご説明いたします。建設工事費の前提条件は、他市事例を基に直接工事費の各工事、建築工事、電気工事、機械工事等に分け整理した後、坪、平米単価を試算しています。事例ごとに設備や仕様に違いがあるため、各単価には施設ごとの余裕率を設定し、単価に上乘せをしています。その中の考え方として共通仮設工事経費につきましては、参考物件から掛け率を参考数値として抽出し算出しています。他市事例として用いた工事費は、直近のものを選定いたしまして、設計概算工事費、または予定工事費を採用しています。その中で詳細が判明している案件については内訳を分析し、特殊条件、こちら特殊な躯体であったりとか、特殊な構造によって一般的な金額よりも高く出ているものもございまして、そういったものを一般的な仕様に戻して算出しております。この後の表示については、税抜き表示となっております。

あわせて、その他工事の前提条件でございます。まず、外構工事の考え方です。参考物件及び設計積算を参考に試算した工事費を採用しています。この外構工事には、既存の外構の解体工事と付け替え道路の撤去等、敷地の造成も一部含んでいます。表示価格は税抜となっております。

解体工事につきましては、建物、工作物を想定いたしておきまして、公共発注の解体工事事例から試算した工事費を採用しています。既存の今現在、藤久保行政ゾーンにある小学校を含む各建物の解体を想定し算出しております。表示は税抜き表示となっております。

造成工事につきましては、実際の見積額を参考に試算した工事費を採用しています。この造成工事には、敷地の東側道路の拡幅と北側敷地を分けております道路の付け替え工事、こちらの造成工事を想定し算出しております。こちらの表示は税抜きとなっております。こちらが整備費の概算の算定についての前提条件となります。

次、28ページです。こちらでは、小学校の整備費の概算を整理いたしております。なお、整備費につきましては、官民連携事業、PFI、DBO方式の場合ですが、性能発注と一括発注による合理化から5%の圧縮を見込んでいます。そのため従来方式の場合とPFI、DBO方式を併記させていただいております。

まず、小学校です。小学校は、校舎、体育館と学童保育室を含んで検討いたしております。施設規模は、校舎側で学童保育を含めまして6,740平米、体育館を1,000平米、こちらを施設規模としています。そこから整備単価を書き込みまして、概算整備費として32億6,900万、こちらが従来方式となっております。こちらの5%圧縮分として、PFI、DBO方式の場合で31億600万、こちらが小学校の概算整備費となります。こちらの単価につきましては、従来方式で約42万2,000円となっております。この中には、先ほど申し上げました余裕率というものを1から5%見込んでおります。この余裕率に想定しているものを下に整理しております。まず、防災拠点施設の整備といたしまして、マンホールトイレや防災備蓄倉庫、非常用発電設備、防災井戸等を見込んでおります。また、ICT環境整備として、GIGAスクール対応の分を見込んでおります。その他の条件として、体育館の空調設備等を見込んでおります。こちらの単価の算出に参考といたしました他市事例につきましては、参考件数を5件、実施年度は2016年から2019年度に発注、入札されたものがございます。こちらはちょっとすみません。記載に誤記がございまして、坪単価となっておりますが、平米単価の間違いでございます。訂正いただければと思います。こちら平米単価で約35万から約49万円の物件を参考にいたしております。

なお、基本計画上、こちらは小学校整備に含まれていない部分についてまとめてあります。まず、仮設校舎です。配置計画により仮設校舎はつukらない方向でございますので、おおむね約7億から10億円の部分がこちらには含まれておりません。また、学校プールにつきましても、民間委託として設置しない方向でございますので、こちらは屋外プールで約1.5億円分、こちらに含まれていない形となっております。

次ページ、29ページ、こちらは先ほどの単価の算出に実際に使いました事例でございまして、そのうち竣工済みの物件を掲載いたしております。こちらは、おおむねの施設のグレード、使用感をご確認いただくために参考として掲載いたしております。これらの物件を参考に単価を算出しているものでございます。

続いて、30ページ、次に複合施設のほうの整備概算になります。複合施設につきましては、商工会、社会福祉協議会と民間施設、カフェを想定しておりますが、こちらを含んだ概算となっております。施設規模は、複合施設側で4,570平米、これに民間施設、カフェ想定で200平米を加えた規模となっております。概算整備

費が従来方式で21億700万、P F I、D B O方式で20億200万となっております。こちらの整備費の平米単価が44万2,000円、こちらは従来方式の場合でございます。こちらにも余裕率を5から10%を見込んでおまして、こちらに含まれている想定しているものとしては、I C T環境整備分として情報端末を用いた施設管理、リファレンス機能整備等、その他条件として省エネ対応（環境配慮）、緑化、景観配慮等分を見込んでおります。こちらも参考とした他市事例は5件でございます。実施年度は2016年から2019年に発注、入札されたもので、こちらすみません、坪単価ではなく平米単価になりますが、約43万円から約51万円となっております。

最後に、建築工事といたしまして、モデルプラン上、小学校と複合施設の間にあります、今回基本計画上の屋外空間の有効利用の例として大屋根をかけておりますので、そちらの参考の概算を算出しております。従来方式で1億6,400万、P F I、D B O方式で1億5,500万となっております。

次ページ、31ページは、先ほどの小学校同様、参考といたしました事例のうち、竣工済みの物件を掲載いたしております。こちらグレード等の参考という形でご参照いただければと思います。

次に、32ページです。こちらでは、その他残りの整備費と維持管理運営費について掲載いたしております。まず外構工事、先ほどの前提条件を基に試算いたしまして、従来方式で7億2,300万、P F I、D B O方式で6億8,700万、解体工事につきましては、従来方式で約4億円、P F I、D B O方式で3億8,000万円、造成工事につきましては、従来方式で5,600万、P F I、D B O方式で5,300万と試算して整備費のほうを出しております。

ここまでの事業上の整備費を合算したものが26ページ、すみません、お戻りいただきまして、こちらの表の従来方式、その他調達分の部分に合算されております。P F I、D B Oに関しましては、D B Oの部分にその他調達分として掲載されております。P F I事業に関しましては、基本的に最終的に割賦でお支払いすることになっておりますので、こちらは民間調達の割賦代分のところに含まれているという考え方になります。

資料のほうお戻りください。32ページです。こちらの残り維持管理費と運営費と運営収入、民間自主事業収入について整理いたしております。維持管理費につきましては、他市の事例から小学校、図書館、その他施設に大別し単価を求めて、今回の計画面積に掛けて算出いたしております。この中でP F I及びD B O方式では、10%の効率化を見込んでおります。運営費につきましては、想定業務分担表から直営と民間担当業務を分け、決算を基に人件費を算出しております。こちらの業務分担表につきましては、後ほどご説明いたします。P F I、D B O方式では、民間担当業務分のコスト削減を見込んでおります。また、P F I方式では、S P Cと呼ばれる特別目的外会社の運営費用がかかりますので、こちらは年間1,100万円を計上いたしております。こちらの維持管理費、運営費の部分合算したものが先ほどの表の中、また26ページになりますが、歳出項目の下から3段目、運営維持管理費の部分で計上されている分でございます。D B O方式、B T O方式につきましては、維持管理運営費の部分で、先ほど申し上げましたS P Cの運営費分の差が出ているところでございます。

すみません、また資料戻っていただきまして、32ページ一番下でございます。運営収入民間自主事業収入につきましては、こちらについては現段階では従来手法P F I及びD B O方式において差がないため、同条件で試算し、同額を計上いたしております。こちらにつきましても一応表のほうで整理いたしますと、26ペー

ジの歳入の部分、上から3段目ですが、同額の部分、1億9,500万というものが全ての事業方式に試算されております。

最後に、33ページ、資金調達の部分でございます。こちらは、従来手法とD B Oに関しましては、町起債による資金調達になりますので、今回の試算の想定では、町債75%調達、20年償還の利率0.55%、こちらの数値を採用いたしまして試算いたしております。P F I方式の場合は、民間調達となりますので、こちらは自己調達分1%、優先ローン90%、劣後ローン9%と設定し、現在の金利等を参考に試算をいたしております。これらの結果を積み上げたものが先ほど26ページの結果といたしまして算出し、D B O、P F I等の数値の根拠となっている部分でございます。

最後に、34ページです。こちらの試算でも、こちらの業務分担表を参考に民間の部分と直営の部分を整理いたしております。なお、運営の方向性については、基本計画策定段階において住民や利用者から多くの意見があり、また民間ヒアリングの結果と併せて業務分担を想定いたしております。詳細については、今後も継続して検討していく方向でございますが、おおむね下記のとおり、方向性のほうを整理いたしております。まず、この表の見方といたしまして、オレンジの部分に民間に委託できるかと思われる部分でございます。青い部分が町直営の部分というふうに整理いたしております。上から順に整理していきますと、まず維持管理の部分です。こちらは、これまでも民間委託となっているビルメンテ、設備の保守等であったりとか、清掃、警備などについては、引き続き民間に委託する方向でございます。こちらについては、一体管理で効率化を図っていくということを検討しております。また、来館者対応、こちら簡単な窓口業務であったりとか、案内業務、こちらについては民間に委託できるかというふうに考えております。また、情報収集、情報発信の部分で、館の情報発信やホームページなどは、民間ノウハウが活かされる部分というふうに考えますので、民間の委託を検討いたしております。

次に、書籍の管理、レファレンス、主に図書館に関連する部分でございますが、こちらにつきましては基本的には直営というふうに考えております。また、相談対応、イベント企画、交流促進、まちづくりといった部分で、この表の中では社会教育と生涯学習、子育て関連施設が一体となって表記されておりますが、これらに関しても基本的には直営の方向性でございます。ただ、一部イベント部分であったりとか、経営、キャリア、リカレント教育といったような民間ノウハウが活かせる部分については、今後も民間の委託を検討していくという部分というふうに整理いたしております。また、最終的な統括、経営、庶務に関しても直営というふうな考え方になりますので、これらを整理いたしますと、基本的には運営は直営の方向、維持管理については民間といった整理となっているということとなります。基本計画ではこのように整理をいたしております。ここまでの定量評価の部分でございます。

最後に、総合評価でございます。これまで説明をしてまいりました定性評価と民間の市場の調査と先ほどの定量評価を最終的にまとめまして、総合評価といたしております。先ほど定性評価の部分でもございましたが、官民連携による効果が①から③に上がっております。簡単に解説いたしますと、従来方式は基本的には町が全ての責任において全ての業務を発注、実施いたしますので、この部分について民間のノウハウは生かせないという部分になります。生かしづらいという部分になります。それによってリスク、責任の部分も町の全てかかりますので、町からすると責任があるということでバツという評価になっております。それに比べてP F I方式、D B O方式の場合は、民間のほうに裁量が行きますので、その分のリスクが民間側に移

るといったこととなります。P F I方式とD B O方式の中のリスク分担の違いについては、P F I方式の場合はS P Cが発注者となり管理をいたしますので、その分リスクが大きく、その分裁量も大きいという形になります。それに比べてD B O方式は、発注者が町となることで町からも一定の裁量が残ることで、その分リスクが残るといった形の評価の差が出ております。

4番の町の関与度部分は、先ほどと真逆の考え方になりますので、町が全て関与して発注等を行う分、従来方式は町の関与度が一番出るという部分になります。それに比べてP F I方式は、S P Cが業務の実施、管理を行うため、実施段階で町の意向等が反映しづらい制約が一部あるということです。D B O方式は、先ほど申し上げたとおり、発注者が町となりますので、その部分で発注者の意向という部分を民間側にお伝えして反映していただく部分が残る部分、こちらの評価の差が出ております。

次に、地場企業の参画可能性でございしますが、従来方式の場合は、全て分離して発注することになりますので、その中でも主に小規模な維持管理等については、地場企業の参画の可能性が高いということで二重丸になっております。ただ、実際には整備段階ではかなり大きな事業になりますので、こちらで代表企業となる部分に関しては、一般的には従来方式P F I、D B Oにおいてあまり差がないというふうに考えております。それに比べますと、P F I、D B O方式は、コンソーシアムという形で事業の提案段階で企業体が町に提案をしておりますが、その段階の代表企業や構成企業といったところには、少しハードルが高いものというふうに考えられます。ただ、協力企業としての参画は当然可能と考えております。町としても発注段階でこちらの地場企業への協力、発注状況によって点数等の配点を上げるなど、そういった形で地元企業を守るといったことが一般的に行われております。

6番目が財政負担の平準化を評価いたしております。こちらは、全て同じ評価となっておりますが、一般的にはP F I事業につきましては、おおむね今市場で15年というものがマックスになっておりますので、まずP F I事業については、15年間で全ての事業費を割賦する形となっているという考え方です。それに比べまして従来方式の場合は、起債の年数で割ることができますので、その分の平準化を図られることとなります。ただ、起債を組む場合でも一般財源が必要になってまいりますので、その部分がP F I方式の場合であれば一般財源がなくても15年間で割賦できますが、その分を確保するという考え方がある分、双方にメリット、デメリットがあるような考え方になりますので、全て丸という形になっています。

先ほどの民間ヒアリングの結果が民間事業の参画意欲ということで7番目に評価されておまして、従来方式を推す声よりはP F I方式、D B O方式を推す声が大半でありましたので、そういった形で三角と二重丸という形で評価をいたしております。

最後に、定量評価の結果としまして、V F MがP F Iで3.3%、D B Oで4.6%となっているとありまして、総合評価の結果でもD B O方式に最も優位性があるというふうに判断されました。

次、37ページです。これらの結果につきまして、町のP F Iアドバイザーである川崎一泰教授のほうに内容のほうをご確認いただきまして、コメントのほうをいただいております。まず、こちら全体のご意見といたしまして、P F I等導入可能性調査として丁寧に計算されているという印象であるということでした。また、V F Mについては近年の状況を鑑みますと、P F Iで3.3%、D B Oで4.6%という数値は高いほうといった印象で、しっかり効果があることが確認できているといったご意見をいただきました。

今後、民間を生かすときの考え方として、内容によって公共が行った場合と民間が行った場合での効果の

現れ方が変わる項目がある。それらを整理して、効率的に民間を活用するといった点については、今後も整理していくとよいと思われるということでした。ただ、それによってコスト圧縮といったものを目指すのではなく、住民サービスといった目線で公共、直営の部分が本来業務に力を注ぐことが結果として住民サービスの向上につながるということで、何を提供するかということ整理するのが重要ではないかということで、今後そういった形でどのように町が関与したいかという部分が重要になってきますので、官民連携事業となった場合は、そういった部分を要求水準書でしっかりと入れ込んでいくことが必要であるといったご意見でした。

この中の検討の中で、町のほうから質疑のほうを挙げさせていただき、その回答をいただいております。まず、先ほどの整備段階でのPFI、DBO事業の5%の圧縮率の考え方についてはどうかということをお聞きさせていただきました。こちらの回答については、この圧縮率については町が求めるグレードに応じて町が予定価格として設定するもので、事業者はその範囲で最大限の設計書を考えるといった関係性になっているということです。なので、本事業が求めるグレードとして、今回コンサルに入らせていただいております日本総研さんが町の意向等を確認した上で、5%というふうに判断しているのであれば、妥当ではないかといったご意見でした。

次に、維持管理の部分の10%圧縮の部分についても一応お伺いいたしました。こちらについても、もともと単価として出しているものが行政の事例を使っていただいているので、その部分の根拠はしっかりしているといったご意見でした。あわせて、こちらの圧縮部分については、労務管理などのコンプライアンスの部分で町がしっかりと関与してチェックしていくことが重要だと思いますといったご意見をいただき、今回のPFI等可能性調査につきまして、一定の評価をいただいたところでございます。

最後に、こちら参考という形なのですが、先ほどお示しいたしました概算事業費の制度と予定価格の関係性を整理させていただいております。こちら先ほどの事業プロセスの官民連携事業となった場合をお示しさせていただいておりますが、まず基本構想では事業の方向性を整理しまして、基本計画では住民の要望を取り込み、施設のおおむね大要を決めたところでございます。これによって一番最初の概算というものを今回試算した形になります。今後、官民連携事業となった場合は、要求水準書を作成し、募集要項の作成を行います。この中で先ほど川崎教授のお話にもありましたが、施設に求める性能といった部分を詰めていく形になります。この段階でも、事業者等にヒアリングを行いながら、必要な意見を取り入れながら実際に詰めていくような形になります。この段階で諸条件のほうを整理いたしまして、概算の制度のほうを挙げていきまして、最終的にこちらの事業を募集する段階で予定価格の決定を行います。その段階で債務負担行為といたしまして、整備費及びその契約年度、今回は15年を想定しておりますが、その期間の民間委託分の維持管理、運営部分の15年度の総額を債務負担行為としてこちらで定めます。ですので、予定価格の設定までに今後まだいろいろな動きがございます。そちらを右下の表で整理いたしております。今現在、策定しております基本計画、こちらのほうには施設の規模であったりとか、概算の大まかな金額が出ておりますので、こちらの資料をもって活用できる起債等について県に相談を行います。また、それと併せて補助金等の適用条件等も確認をいたします。これらの起債や補助金などの条件を盛り込んだ公債費のシミュレーションを行い、また実勢価格という形で事業者への参考見積りなどを行った上で、最終的な予定価格の決定を行います。ですので、現時点での概算というものは、あくまで基本計画段階での概算ということで整理させていただ

ておりますので、ご理解いただければと思います。

以上がご説明となります。ありがとうございます。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。ただいま藤久保地域拠点施設基本計画策定支援業務のうち、P F I等導入等可能性調査の報告書、この資料に基づいて説明をしていただきました。今回の質問は、この今説明をしていただいた内容及び配付した資料について質問をしていただきたいと思います。議会といたしましては、素案についてであるとか、事業の進捗によっては改めて説明の場を求めていきますので、今回については今回の説明及び資料についての質問とさせていただきます。

それでは、質問をお受けいたします。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

私、3月の定例会の一般質問で概算事業費ということをお聞きした際に、この3月の全員協議会で報告するというお話でしたが、今まで町が言っていたざっとの見積りで60億という話からしますと、概算の事業費というのは、この26ページを見た場合、その他調達分の従来方式でいくと77億円になるということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

26ページの従来方式であれば、おおよそ77億円という形になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） あと、26ページの部分でいきますと、建設のほうで77億、従来方式の話で、すみません、進めさせていただきますが、運営維持管理費の43億円というのは、15年間のこの施設の運営管理、学校含めた施設の運営管理ということになるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、この中には直営部分の職員の人件費も含まれております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） これは、複合施設部分のものになるのか、学校の例えば光熱水費等もかかります。それも含まれたものなのか、これはどうなっていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、全て含まれているものでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 21ページの維持管理運営というところで、要望があるということでもありますけれ

ども、十分な人件費の確保をいただきたいという、これは利益を上げていくのが民間ですから、利益を上げるためには現状は人件費は非正規雇用が多くなっているのです。だから、こういったやっぱり人件費をきちっと正規社員にするために、こういった要望が出されていると思いますけれども、その辺そうだと思うのですけれども、どういうふうに考えますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これは、あくまでも企業の要望であるという形で受け止めております。人件費を確保していただきたいという要望があるというふうな形になっております。ただし、今の段階ですと、運営につきましては直営であるというふうに基本的には考えておりますので、その辺はあくまでも要望の一環として受け止めております。以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） この要望が本当正しいと思うのです。やっぱり正規雇用でやっていくというので、その下も民間収益施設はコロナ禍のようなリスクを盛り込んだ検討をしてほしいと、体育館もそうですけれども、休館中は補償しました。そういったものがなければ、ただ普通の町に関係ない一般のお店なんかは自助努力でやっています。やっぱり町と関係するところだけ、ここだけこういったところの補償をしていくというのは、民間の会社が入るのに民間の町と独自でやっている商店とかは独自でやっていくわけです。だから、その辺はすごく不平等が出てしまうと思うのですけれども、これも要望も当然だと思いますけれども、町としてはやっぱり直営でやっていけば、こういうものを入れなければ、そういう補償をしなくても済むわけですから、そういった補償費がまたかさむと思いますが、その辺どう思いますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ちょっとそごがあるかなというふうに感じるのですけれども、十分な人件費を確保していただきたいというのは、これは民間の要望でありまして、町の要望ではないというふうな考えでございます。住民等の説明会を見ていますと、やはり直営でやって今のサービスを維持してほしいという意見が多いということで、町のほうとしても運営につきましては直営を現段階では考えているというふうな形になりますので、一応住民の意見を反映した考えに基づいて今行っているというのが現在の考え方でございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ですから、複合施設に民間の会社が入るときに、こういった要望をするのは当然のことなのです。ですから、そういったところのきちっと補償をしていくためには、町がそれだけの支出がまた多くなるということなのです。非正規雇用を生んでしまうわけですから、こういうのは本当にやっぱり特定の一つの企業だけを助けていくというのは問題だと思いますけれども、あと26ページで、期間設定、設計4年、維持管理運営期間15年とありますけれども、これは当然毎年毎年利益を上げていくわけなので、15年間だと大体一般的でいいのですけれども、どのくらいの利益を上げているかお伺いいたします。コンサルタントの日本総研さんのほうで答えてもらえればと思いますけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

利益について、その金額を述べることは、今の段階ではちょっとできないという形になりまして、これは15年間の運営維持管理についての総計の結果がこういうふうになっているということでございまして、決して民間の利益を表すところではないというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最後にしますけれども、あとは34ページで、直営でやっていくことが主です。当然これは、今まで町がやってきたことで、本当に住民に喜ばれていますから、ただ窓口業務とか、こういうこともすごく大事なのです。住民が直接窓口に行って職員と対話をして、その職員の話をするによって住民の要望が分かる、それが市政に反映していく、とても大事なことなので、今直営は全部町がやっていく、それでないと民間が入ってきて職員がいると、やっぱり連絡がすごく取るのが難しい、今の職員同士だと連絡が密に行くのです。ですから、今のここまで窓口業務をやっていた今までどおりの直営でやっていくことがよりスムーズにいくと思います。それで、この維持管理は民間として今後も効率化を検討するとありますので、今こういうふうに直営でやっていくと言いながら、今後も効率化を検討するというで民間のほうに持っていく、そういった危険をすごく感じますけれども、その辺は全くそうしないということと言えるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それを現段階で述べるのはなかなか難しいのですけれども、今の段階では図書館の関連業務は直営でと書いてありますし、社会教育、生涯学習関連、子育て関連は直営というふうに考えております。町の行っていく中で簡単な窓口業務であるとか案内業務、現在公民館等では夜につきましては、窓口はまだ職員でない方が行っていますので、それも可能ではないかというふうな考えで民間委託というの也被えられるということで、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 皆さんの税金で建てた公の施設ですから、一部の企業の利益のためにもうかるためのそういったPFIというのは百害あって一利ないので、こういった計画はやめること、最終的には町の判断で決めるってあったので、今までやってきたことがいいことなので、それを続けるという、その意思はとても大事だと思いますので、最終的には町が判断するので、ぜひ住民のサービス……

○議長（井田和宏君） 吉村議員、端的にお願いいたします。

○議員（吉村美津子君） これは、PFIは導入しないでほしいと思います。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 説明ありがとうございました。

私も34ページのところでちょっとお聞きしたいなと思いました。町の直営と民間ができるところで表で分けていただいています。私の考えとしては、今吉村議員がおっしゃったこととは全く反対でありまして、実は私は民間ができるところは民間に任せるのがこれからの行政だと思っております。民間ができるところをしっかりと民間に任せていく、それはやっていっていただきたいと思います。

それから、基本構想をつくったときに図書館は、ここは民間委託をするというような記述があったと思うのですが、これが直営というふうになったのは、どういう背景で、これは町のほうでこれを直営でやるというふうにもう決定なのか、そこを確認したいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

図書館につきましては、県下に名立たる図書館ということで、今まで行ってきた事業につきましても大変評価をされているということが前提となって、利用者につきましても、今後このサービスを維持していただきたいという意見が非常に多くありましたので、図書館につきましては今後につきましてもサービスの継続をしていくのだという形で、直営のほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

図書館に求められるものがここ近年、大変広がっていると思います。そして、三芳町ではやれていないこと、例えば障害者対応だとか、そういうところにこれまでと同じように今やっている直営で全てがやり切れるのかというのはとても不安にも思っているところなので、しっかりと障害者対応等も考えていっていただくような人的配置だとかもきっと必要になってくると思います。そんな中で、今後効率化を検討、効率化というのは効率だけではなくて住民へのサービス向上というところもありますので、しっかりと検討を続けていただきたいということで、あまりこの場で要望するのもあれなのですけれども、まだまだしっかり検討することは多いだろうなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ご説明ありがとうございました。

表のところ、総合評価で言いますと36ページですが、P F I 方式を頭から否定するものではないのですが、この評価においてP F I 方式、あるいはD B O方式が優位性があるというようなお話でしたけれども、このP F I 方式においては、評価の唯一の三角の評価が町や町民の意向反映には制約があるということです。町民が直接使う施設です。ここは、そういった意味においても一番根本な部分だと思います。町民の意向、希望がしっかり反映されるような施設であるべきだと思います。D B O方式でも、町や町民の意向反映はやや難しいという評価なのですけれども、こちら辺をどのように町民の意向を反映していくのか、この三角、丸の部分をどのようにカバーしていくのかお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

この差の部分につきましては、先ほどの事業プロセスの部分になるのですが、この後、従来方式であれば基本設計、実施設計の段階で、設計の内容でも住民意見の反映等がプロセスとして設けられますが、P F I、D B O方式の場合は、町のほうが要求水準書というものを、こちら性能発注のこういった性能を求めますといったものになるのですけれども、そちらを基に設計と施工を一括で発注いたしますので、その段階で入札の金額が決定する形になります。基本的にはそちらを動かすことはできないということになりますので、そ

れ以降についてはなかなか町から、全く言えないわけではないのですけれども、金額のキャップがある中でいろいろと調整をしていくということが必要になってくると思います。ですので、その前の段階であります、この先PFI、DBOとなった場合に、要求水準書をつくっていく中で、多く住民の方のご意見、ご意向を盛り込んだ形の要求水準書を町が出していくことで、町の考えと住民の方の考えが反映されたご提案がいただけるというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

そこら辺は一番重要な部分だと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

それから、図書館のお話もありましたけれども、ページでいうと19ページに薄く青くなっている部分で、全体統括建設ということで黒ぼちの下のほうで図書館のことが書かれておりますけれども、直営としつつも、貸出し、返却等は民間委託可能ではないかということですが、直営というお話ではありましたけれども、現状でも貸出し、返却窓口、会計年度職員の方が、言ってみれば人件費もかなり抑制されているような状況かなと思います。これをさらにその部分だけ民間委託しても、業務上、かえって非効率的なことにもなりかねないと思うのですけれども、その辺りの考えをお伺いたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましては、これも基本的には企業としての意見でございますので、その部分につきましては民間委託も可能ではないかというふうな話でございます。現在のところ決まってはおりませんが、図書館を直営でやるというような話は決まりなのですけれども、貸出し、返却については自動にするであるとか、そういういろんな方法があると思いますので、この辺につきましては、今後図書館と詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

(午後 零時01分)

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 零時01分)

○議長（井田和宏君） 協議事項の途中ですが、昼食のため休憩いたします。

(午後 零時01分)

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 1時09分)

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き、協議事項を行います。

協議事項の3番、藤久保地域拠点施設基本計画について質問がある方は挙手にてお願いをいたします。
増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

19ページの民間収益施設についてという中でお伺いをいたします。こちらにカフェとかマルシェとか意見の中にたくさん書いてあって、これは事業者が挙げられた事業だと思えるのですが、本格的市場調査はしていないということでここに書いてあるのですけれども、これはそうすると何を基にこの案を事業者の皆さんは出されたのかについてお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） 新村です。お答えいたします。

民間ヒアリングの中では、町のほうの考えとして民間施設を一部誘致といいたまいますか、施設のほうに入っていていただくことを考えているということ、そういった中でお断りの中では、市場調査、周辺にどういうお店があって、どういう方がお住まいになっていてといった、そういった具体的な調査を行っていないという前提の下、今回の計画施設が小学校からお子様、高齢者の方と、幅広い年齢の方が使われることが考えられますので、そういったところでそういった利用者の方と親和性の高い施設として、また施設の利用者にとってプラスになる、サービス向上につながるような施設として、このようなものが考えられるという例示をいただいたものを載せております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 分かりました。そうすると、今後もし具体的に挙げるとしたら、調査されていくということよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

提案の段階では、そういった事業性といったところもしっかりと判断をいただいた上で、ご提案をいただけるものと考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

次に、21ページなのですけれども、今回の調査の中で事業者のほうから挙げられた意見という、要望事項ということなのですけれども、それでリスク分担というのが挙げられていると思うのですけれども、町のほうからはこれは何か提案というか、こう考えているのですということは挙げられていたのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

こちらサウンディング段階での一般的なご意見ということでいただいたことをごさいます。今後、官民連携事業となった場合には、こういったリスク分担というものを考えていく必要がございます。その中で特に実施をしておりました時期がコロナ禍の真ただ中でございまして、これまでのPFI事業等で実際にあまり加味されていなかった、こういう不測の状況について、今後の案件についてはしっかりと見ていって

ほしいといったご意見が出たということでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

14ページからある企業へのヒアリングの部分でお聞きしたいのですけれども、これでかなり多くの企業が関心ありというふうに言っているという話でしたが、この建設の部分は確かに打診されればどの業者も、関心あるから建設事業でやらなければいけないので、ありって来ると思うのです。この維持管理、運営のほうで、5社のうち2社が辞退しております。3社は、打診されて答えたのだから、それは関心なかったら当然答えるものだと思うのです。答えるのだから関心があると思うのですけれども、この2社が辞退したという、4割になります。こちらのほうは、担当課のほうではどう分析したのか。5分の2が辞退している状況ですけれども、それでもこの維持管理や運営についても、民間市場は非常に興味を持ってきているというふうに判断したということよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、役職は長いので、割愛させていただきます。山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） そうしましたら、私のほうからお答えします。

5社のうち2社から辞退のときに一応辞退の理由というものをメールで示されておまして、1社は規模です。維持管理に関してですけれども、もうちょっと大きい施設、維持管理規模が自社の水準と見合わないということで辞退がございました。もう一社は、運営なのですけれども、今回やや運営が町側にも少し残っているところがございますけれども、その企業としては全部任せてほしいと、そういうプロジェクトをしたいということでお断りがございました。官民連携事業というのは、整備から維持管理まで一括の事業ですけれども、基本的には建設会社を中心になって必要なプレーヤーを集めてきますので、この代表企業に入っているところが関心を示してくれば、基本的には彼らが自分たちが仕事を取るために必要な方々をチームに入れていくというふうになりますので、そこはご安心いただければというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 分かりました。

では、続いてですけれども、先ほど概算の事業費ということで示されましたが、たしか町のほうでざっくり公共施設マネジメントで出していた事業費からはかなり大幅に増額していると思うのですが、コンサルさんといろいろ2年間、構想も入れるともっとですか、二、三年間ずっと協議していますが、まずこの事業について町側から事業費のマックス、このぐらいまでで行いたいといったような事業提案はされているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

公共施設マネジメントは60億出ているということはお伝えしていますけれども、特にキャップというような形では示しておりません。住民が要望するものをヒアリングした上で、我が町が欲しいという形で事業規模とか建物とかを見ていただいて面積を出して、概算のほうを出したというような形でございます。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 分かりました。

財源に際限がなければ、幾らでも住民要望等も聞いたりできたと思うのですけれども、では今後この財源、ある程度事業規模が出てきた場合の財政計画というのは、町側ではしっかり立ててから基本設計、実施設計に移るというものなののでしょうか、それとももう、もしかしたら言い方に語弊あるかもしれませんが、乗りかかった船なので、このまま幾らでもやっていくという考えなのか、どちらでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この辺は、現状今の財務課とは打合せをしております、公債費のシミュレーション等は行っております。当初は60億と出ていたので、60億という形でシミュレーションを行いましたけれども、これが実際出てきてから73億に対してのシミュレーションを行って、今までの公債費であるとかの支払いを鑑みて、今のところはこの規模だったら支払いが可能だというふうな考えが起きていますけれども、ただかなり大きな事業でございまして、この辺はまだこれから精査していく必要があるというふう考えております。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 分かりました。

続いて、33ページのところで資金調達について書かれております。これは、あくまでも一般論で提示されていると思うのですが、町側としてはDBO方式でやりたいということで、そうすると従来であると、大体普通に建設されて25%は一般財源からということで、各自治体等もそういう大型事業の前は基金の積立て等をしていると思うのですが、三芳町ではこの25%調達という部分をどう行うお考えでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましては、今後財務課ともっと詳細について詰めていく予定でございまして、最後のページ、38ページですけれども、基本計画を基に活用できる起債等を県に相談をしていって、使える起債等を考えていくということと、あとは補助金とかの適用条件のほうを確認をしていきたいと、あと今後基金等も活用して支払いのほうを行っていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 今、基金等を活用してとありましたが、それは今後も基金を事業実施までにもっと積み立てて増額していこうという考えなのか、それとも今ある分、そのとき残っている基金分でやろうと思っているのか、もしもう決まっていたらお答えをお願いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

まだ決まっているものではございませんけれども、財務とは今後基金のほうも必要になるという話はしております。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まず、26ページから伺ってよろしいですか。歳入で運営収入等というのがあります。1億9,500万、これはどの方式でもそうなのですけれども、これを見ると計画だとカフェとかマルシェというのしか読めないのですけれども、それで15年間で1億9,500万の収入が見込めるということなののでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

そのほかに商工会等での賃貸料を一応含めているという形になります。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、そのカフェとマルシェでの収入と商工会の賃料、そもそも商工会の賃料ってそんなに市場より高くはないですよ。どういう案分になるのですか。

○議長（井田和宏君） すぐ答弁できますか。

政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

現時点の試算の段階では、町のほうの条例にのっとりまして、行政財産の使用料のほうを算出しておりまして、そちらを面積に掛けて概算という形で出しております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

当然初年度と最終年度とは賃料違ってくるとは思うのですけれども、平準化すると年間で1,300万です。200平米で考えると、平米単価でいうと、坪単価でいうと、すみません、商売上坪単価のほうなのですけれども、坪単価でいうと1万7,000円から8,000円です。これだけの収入が見込めるのかということなのですけれども、商工会の賃料があるというのは別になるかもしれないのですけれども、それでも1万5,000円を超えてしまうという、その単価がこの場所で取れるのか、今の時点でももっといい場所で借りれますよ、これだと。条例に基づいてとかといっても、こうやって1億9,500万という数字を出しているのであれば、積算根拠は出すべきだと思いますけれども。

○議長（井田和宏君） すぐ出なければ後ほどでも。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） この辺につきましては、ちょっと今手持ちのほうを確認を要するので、後にしたいというふうに考えています。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） では、36ページで伺いたいのですけれども、総合評価です。リスクという言葉が出てくるのですけれども、この場合のリスク、町のリスクとか、そういうのはどういうことを指しているのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

この部分は、①番、②番に挙げている内容の部分に関わってきますが、整備段階では町が品質、デザイン、コストのバランスを取るといったところで、基本設計、実施設計に応じて施工にかかる金額等のコストコントロールの部分というのは当然リスクという形になると思います。運営の部分に関しましても、こちらはちょっとこの表というよりは、すみません、A3判の横のほうに書いてあるのですが、設計と維持管理等を一括発注すること、官民連携事業のPFI、DBOの場合は、その部分を加味して設計をされるというところで、その辺が分離して発注するよりも運営管理上のリスクも下がるという形になっていますので、そのリスクがあるというよりは、他と比べるとその分リスクのウエートが上がるといった印象でございます。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

その最後の部分のリスクって、何を指してリスクなのかって聞いているのですけれども。何があるとそういうのがリスク評価されるのかを聞いていますけれども。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） 一言で申し上げれば、コスト増大リスクです。例えば整備段階におけるコスト増大がどう起きるかといいますと、直営だと分かりやすいですが、実施設計が終わるそのときまで設計内容が一応変えれます、直営です。その間にはいろんなご要望がいろんなところが出てきて、基本的には直営で基本、実施設計をやっていると、どんどん、どんどんコストって上がっていくのです、いろんなご要望が入ってきってしまうので。そのコストが上がっていくリスクというものを発注者である町がコントロールしていくべきなのが直営事業です。官民連携事業というのは、要求水準書をつくって発注をしたそこで価格提案までが決まります。その後基本設計、実施設計をしていく間というのは、この価格に責任を持っている事業者がコスト増大リスクを抑えながら設計をしていきます。つまり入札をもうしているのです、それ以上払ってもらえないので、その中で自分たちでコントロールしていきます。この設計期間中のコスト増大リスクをどちらが管理し、責任を負うのかというところが直営と官民連携事業の違いです。維持管理も同じです。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ということは、直営でやると最後の最後まで決まるまでに、住民の要望を受け入れる余地があるということですね。それによってコスト増があるかもしれないけれども、逆に言えばコスト減もあり得るということですね。両方のことを考えられると思うのですけれども、こうやってDBO方式にやると一定期間を過ぎてしまうと、もう一切の住民要望は聞けないということではないですか。それをリスクという表現の仕方というのは本当に正しいのかなというのが、それは疑問に思っているだけなので、構わないのですけれども、あとDBO自体のリスクというのを、それがどう評価されているのか、ちょっとこれだとまだ読み込む時間が少ないので、申し訳ないのですけれども、この方式自体のリスクというのはどう評価しているのかというのがまだちょっとはつきり分らないです。というのも最近だとDBO方式での活用事例というのが増えているのか減っているのかというと、あまり増えているようには思えないですし、あと参加者数自体も増えているとは思えないのです。ということは、やはり市場から見ると減少傾向にあるその方式を取ること自体のリスクというのがどうなのかなと思うのですけれども、その点についてはどのようにこういった書面で反映

されるのですか。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） 先ほどご説明したのが事業期間中のコスト増大リスクですけれども、今おっしゃったのは、端的に申し上げると事業者が手を挙げるかどうかのリスクという、そういうことですよね、恐らく。もちろんDBOに限りませんが、PFI事業自体は件数は増えております。DBOってPFI的手法と違ってよく言えますけれども、DBOはDBOそのものに限定して件数をカウントはしていませんが、一般にこのDBOやPFIという官民連携事業というものの事業数は、決して減少しているわけではございませんので、このスキームを取ることによって、事業者の参画意欲が減少するリスクということはありませんかというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

これはちょっと質問なのですが、25ページに参考として現在価値とはというのがございます。この値がVFMにどう反映されるのかちょっとよく分からないのですが、ここで下のほうで割引率の説明があって、①として、過去20年間の15年物国債利回りの平均値となっているのですが、20年間というよりむしろこの国債の利回りを出すときに、金融緩和が起こった後ってやらないと、現実の実態には合わないのではないかなと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） 1つ目のVFMにどのように反映されているかというところですが、26ページ目を見ていただきまして、公共負担額というところに現在価値換算前、現在価値換算後というふうにございます。現在価値換算前というのは、これは長期のプロジェクトですけれども、15年間の維持管理期間の各年度の額を単純合算した額が現在価値換算前です。ただ、15年後に発生するそのコストは、今の価値に戻すと違うという考え方が現在化したので、割り戻していった合算した額が現在価値換算後というふうになっております。割引率を計算する上での国債を何年間取ればいいのかというのは、確かに議論ございまして、ほぼゼロ金利ではないかという話もございます。これいつも迷うのですけれども、とはいえこれから国債金利が低いままかというのは、これも何とも予想し難いところがございますので、一般には15年物を見るのであれば、せめて15年間は見ようよと、安全を見るならもう少し見ておこうかというのがVFMを計算する上での慣習といえば慣習ですので、今回は20年にしておりますが、ご指摘のことはごもっともで、これ何年取ればいいのかというのは実は決まりはないので、今回は15年物なので、未来はよく分からないという前提の基に20年間を取っていると、そういうことでございます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 正直言って将来国債利回りがどのぐらいになるか、これは予想もつかないのですが、恐らく今のコロナの状況を見ると、そう簡単に金融引締めはできないだろうと、このまま金融緩和だろうと予想されている中で、この20年というのは実態にはあまり即さないのではないかなという気がして、アメリカでも金融緩和続けるという話になっていますし、今日の日銀の状況を見ても、とてもではないけれども、金融引締めに向かうにはどれだけのリスクがあるかと、それこそすぐリスクがあるような気がするのですが、

そうは簡単にはならないと思うので、ちょっと実態と離れているのかなというのをすごく気になったのです。そこはちょっと置いておきます。

それで、もう一つ、11ページなのですけれども、PFIとDBOの違いということで、ここはいいのですが、その事例としてふじみ野市の環境センター、三芳も絡んでいますが、ここはDBOでやったというのは私も存じています。富士見市のつるせ台小学校がPFI、BTO方式だということなのですが、おのおのここでどういう問題があったか、ヒアリングというのは行ったのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましては、実際手法が使われているということでございまして、まだその辺については研究しておりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） では、どういう基準でふじみ野市あるいは富士見市がDBOを使ったのか、PFIというのは承知はしていないということですね。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それにつきましては、近隣の手法ということで例示をさせていただいたということです。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

近隣って隣なのです。だから、メリット、デメリットというか、執行していく上でどういう問題があったのかなかったのか、ぜひこれは確認すべきだと思うのです。これから我々60億、今の話だと73億でしたっけ、という投資をしていくのですから、そのぐらいのことをやるのは当然だと私は思います。

あともう一つ伺いたいのは、表があって34ページの官民役割分担の設定ということで、ちょっと運営方式を聞きたいのですが、その運営方式で先ほど図書館に関しては直営だということで、直営がいいのかというのは私もあまり思っていないくて、民間のノウハウを入れたほうがいいところがいっぱいあると思うのです。ただ、大きな問題なのは、職員が楽をしたいためにだけ、楽になるということで外部に委託するというのだったら、これは言語道断、やっぱり外部委託だろうが何だろうが町が委託するのですから、その部分きちっと評価するなり、それから毎年チェック入れたり、それから住民の意見をきちっと反映させるということをしていけば、むしろ民に任せたほうがほかのところの情報等が入ってきたり、ノウハウがあるはずなので、よくなると思うのですが、一番怖いのは官のほうがもう任せきりにしてしまつてとなると、当然のことながらその職員はサボりますよね、悪いけれども、大体が。住民のほうからの声が反映されないということでクレームになるということが多いと思うのです。そこに関して、どういうふうに進めていこうと思っていらっしゃるのかお願いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

職員がサボるかどうかというのはちょっとまた置いておいて、基本的に民間に任せたり直営をするという

ので、一番大きくするところは、私どもは住民のサービスの向上だというふうに考えておきまして、民営することが住民のサービスの向上につながるのか、直営で行うことが住民のサービスの向上につながるのかというところの判断をして、今後、図書館につきましては直営でやっていくという今判断になっておりますけれども、民営化のほうは進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） この問題は、逆に市、職員側がどれだけ勉強しているかなのです。指定管理の問題でもいろんな本が出ています。問題点も指摘されているし、挙がっているし、それを職員の方がどれだけ読んで理解して、要するにそういう問題を防ぐかという、そういう態度がないと、単に任せましたでは、これは絶対いい結果が出るわけがないので、そこがぜひ一番今危惧しているところです。

それともう一つ、そこはちょっと置いておきますが、もう一つは直営の場合だと、さっきからリスクの問題が出て、ぎりぎりまで詳細設計等は変更できるという話なのですが、DBOにすると今度は町が要求書をきちっとつくれなければいけないのです。問題はそこの部分を町の今の現在の体制の中でやろうとしているというのは、すごくリスクが多いと思うのです。やっぱりこれもきちっと要求仕様を満たすような形で、書式ももちろんありますし、漏れがないように書いていかなければいけないですし、出てきたものに関してのチェックももちろん必要ですし、それから完成した後もそうです。そういうことがきちっと専門として分かっている方々を置くか、あるいは外部委託するのか、その部分を。とにかくそこが肝になってくると思うのです。PFIの場合は、SPCが入ってしまうと、今度SPCの問題がまた一つ出るので、すごく大きなリスクになると思うのです。SPC次第というところがありますから。その辺をこれからどういうふうに進めていくのかなというのが非常に疑問なのですが、そこはお答えいただけますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

山口議員のおっしゃるとおり、要求水準書をつくるというのが非常にデリケートな問題で、一番この事業の肝だというふうに考えております。この要求水準書をつくるにおいては、丁寧につくっていかないと、今後の藤久保拠点の在り方について非常に大きく関わるということで、今のところの考えでいきますと、施設マネジメント課のほうで専属でやっていただくという形で、あとはコンサルタントのほうをつけて要求水準書のほうを丁寧につくっていききたいというふうに今は考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうしますと、その部分に関しては4月以降の施設マネジメント課の考え方によることになるということになりますが、それでよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

私、人事のほうがどうなるか分かりませんが、施設マネジメント課によく引き継いで行っていき

いというふうに考えていますし、予算のほうも集っていきたいというふうに思っております。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

1点だけ確認ですが、ページで言えば一番最後のページになると思うのですが、これから細かいところを詰めて明らかになっていくのだと思いますが、補助金等の適用条件の確認、まだこれから詰めていく部分だと思うのですが、ざっくりとどの程度の額の補助金が見込まれるのかどうかお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

補助金については、これについては今の算定ですと特に適用するものがないというような状況でございます。ただ、複合施設のほうで児童の関係であるとか、児童福祉の関係であるとか、また今後、複合施設の関係の補助金があるか、ちょっとその辺は精査しますが、新しい補助金につきましてはアンテナを張って詰めていきたいというふうに思いますが、特に今の条件ですと、大きな補助金はないというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

あまりよく分からないので、教えてもらいたいのですが、33ページの一般財源25%調達となっておりますが、25%でお幾らなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

DBOの73億でやりますと、18億というふうな計算になります。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

その下の民間調達部分につきまして、民間調達の場合は民間が借りて、これでいきますと15年で償還というふうになっておりますが、平均の調達の利率というのはどの程度で計算しているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） シミュレーション上の民間の調達金利というご質問でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） 優先ローンが0.12足す0.5ですから0.62です。劣後が0.12足す1.0ですから1.12で計算しています。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

それは見れば分かるのですが、そうではなくて全体的、いろんな方法で調達して、その平均のシミュレーション、だから優先ローンに幾ら借りるのか、そういうのが書いていないから、全体的にどの程度の平均す

ると利率で借りるのかということ聞いております。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） すみません。合計の平均はぱっと出ませんが、全体の調達費のうち90%を優先ローンというふうに計算をしておりますので、0.62に近い数字、だから0.7とか、それぐらいになるのではないかなと思いますけれども、ちょっと具体的な計算は今できていませんが、限りなくこの優先ローンのほうの金利に近いほうになると思います。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

26ページの歳出のB T Oの民間調達の利息につきまして、4.70億というふうになっておりますが、こちらは今先ほど民間が借りるお金の利子に業者のもうけ分といいますか、民間が借りても借りたまま何もプラスしないで町にそのままするという事はないというふうに普通なっていると思うのですが、そういったプラスの利率の部分もここに計算されて、そこに入っているのかをお聞きしたいと。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） 具体的には調達するのはS P Cになります。ですので、試算上はS P C、S P Cも完全に利益ゼロ円とはなりませんので、S P Cの微々たるものですが、利益分が含まれた額ということでございます。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

28ページの小学校整備費概算ということで、こちらの削減額が5%ということで、仕様発注ではなくて性能発注というようなことで、それを見込んであるということなのですが、この工事自体を同じ人にやらせるのかちょっと分からないですが、一括発注した場合の削減というのは、どういう形で計算されているのかをお聞きしたいと。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） 官民連携事業の場合、性能発注及び一括発注によるコスト削減効果というふうに考えておりますので、それぞれに対し何%というよりは、それを両方合わせた官民連携事業の発注の特性として、今5%というふうな削減率の計上をしております。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

学校ではなくて、その他の整備のほうでは10%の効率化というふうになっていたもので、そういったことでそういったものが出るのかなと思ったのですが、そういったわけではないということでもよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

こちらの10%は、運営というか、維持管理の期間のものを10%という形で見込んでおまして、整備費の段階で5%というものは別のものということになります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

期間が短くなる分10%削減できるということによろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 細谷議員、もう一度質問をお願いいたします。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 工事期間の短縮等による削減というふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

整備費につきましては、期間の短縮ということではなく、従来方式で仕様等で発注しているところから、性能発注によって民間様のノウハウのご提案を基に圧縮を見込んで5%ということで、維持管理の10%は、整備後の15年間の事業の中で長期の一括の発注という形の分の圧縮率10%という形で分けて考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

町で起債した場合は、20年間返済するということになると思うのですが、こちらの維持管理費の43億3,500万というのは、15年間の計算ということによろしいのだと思うのですが、そうなりますと、毎年維持管理費の2.9億返して、起債した町債の分を2.9億程度返していくと、1年間に5.8億費用が発生するということがよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） もう一回ですか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） すみません。維持管理費、これ15年間の総額ですよ。だから、15で割れば1年ごとの維持管理費って当然出ますよね。それに対して上は、地方債は20年間で返済するというので、20で割ったものを上下足すと大体5.8億ぐらい1年間、町では20年間は返さなければいけないという試算でよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

年間の負担分に関しては、そのような計算になりまして、ただ維持管理費の中に一部民間委託分ではなく、一部というか、町の直営の人員費も含まれておるところになります。それを合わせてそのような計算になると思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そうしますと、PFIの場合、民間が15年でお金を借りますけれども、それに対して町として毎年お金を当然SPCに払っていくという形だと思うのですが、それは民間のほうは15年で借りていますけれども、町のそれを含めた返済部分というのは、先ほど起債のほうは2.9億なのですが、15年で返すのか、例えば30年で返すのか、どういった計算というか、そういうシミュレーションになっているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

まず、15年という設定につきましては、先ほどご説明のとおり、P F Iの契約期間として今市場で多く用いられている数値でございます。議員おっしゃるとおり、起債のほうは20年で検討した金額になっておりまして、実際には契約15年と残り5年間、起債の残り分があるのですけれども、そちらを全て足し込んでフルコストという形にしております。維持管理に関しては15年、こちらはD B O、従来方式、P F Iともに15年を計上しているということになります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

だから維持管理費を抜かしたS P Cに払う20年間の総額というのはお幾らというか、20で割った値でもいいのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

P F Iは15年ですので、こちらの公共負担額の実数でいくと、換算前のものを15年間で割賦して払う形になります。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

先ほど20年で返す場合は5.8億、町の負担毎年かかると思うのですが、それを20年を15年で返すということになると、もっと町が払う負担額は高くなるということによろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） 整備費に関する年間の割賦払いの年間当たりの額は、D B Oにおける毎年度の起債償還額よりも多いです。それは割る15だからです。ご指摘のとおりです。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） そうなりますと、一応公共負担額の総額は減っているように見えても、毎年の町が負担するお金というのは、逆に高くなるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） これをどう考えるかですが、15年間に限っていえばご指摘のとおりです。ただ、年間の平均値、15年間に限っていえばそのとおり。ただ、B T Oの場合、残り5年間というのは支払い発生していません。D B Oは、20年間で延べ払いするので、単年度の額はそのとおりですが、ただそれは15年間の中においてというところでございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

すみません。先ほどの件で、P F I事業全体では契約数伸びているというお話だったと思うのですけれども、内閣府のデータを見ると、年間で令和元年度は77件ですか、それぐらい。平成27年からすると、33、

54、60、74というふうになっているということだと思えるのですが、契約金額だと上がったり下がったり、ピークの中でも半分ぐらいです。結局こなれてきて小さい事業でもそういうのがやれるようになってきたから、件数が増えてきたけれども、契約金額が下がってきたという傾向にあると考えていいのですか、このPFI事業全体が。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） 最近内閣府は、人口規模が小さい自治体さんでも、仮に事業規模が小さい事業でもPFIを推進していくという動きがありますので、誰もそのとおりだというふうには言ってくれないのですが、私も同じ理解をしております。件数は増えているけれども、全体の額が小さいというのは、小さいPFI事業が増えているからだというふうに私も理解しています。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そうやって増えてくると、やはり小さい自治体というのは大きい自治体に比べていろいろマイナス面もあると思うのです、契約に至るまで、調査とか、そういったのも含めてですけれども。このDBO方式でやるとして、例えばこれまでにPFIとかだと破綻事例とか失敗事例とかいろいろ内閣府のページにも出ていますけれども、今回このDBO方式をやるに当たって、いいことはいっぱい書いてあるのですが、そういった破綻事例とか失敗事例というのはちゃんとリスクを考えての選択なのか、もしそうだとしたら総合評価にはどのように反映されているのかということを知りたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） ご指摘のとおり、確かにPFI事業というのは、タラソ福岡が有名ですが、破綻事例というのは確かにございます。ただ、それはかなりPFI法できた当初のプロジェクトだと思います。タラソは、多分2002年とかだと思いますけれども、やっぱり当時は自治体もコンサルも事業者もPFIに慣れていなかったもので、そういう事例ございましたけれども、恐らく最近PFI事業でSPCが破綻したというのは、ほとんどないのではないかなというふうには理解をしておりますので、その事業そのものが頓挫するリスクというのが、この官民連携事業に高い角度で内在しているというふうには基本的には考えていません。

ちなみに、DBOの場合はSPCがないです。そうすると、Oの部分は、オペレーションの部分は指定管理か業務委託どちらかですので、DBOにおいてはSPCの破綻ということは事業構造上起きませんが、とはいえ業務委託費の中でちゃんと事業できるのですかという話は残ります。ただ、今先ほど申し上げたように、最近は大分各社慣れてきていますので、官民連携事業をしたからすぐ破綻リスクが上がるのだということは、基本的にはないのかなというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そういった中でDBOの中で、先ほど増えているか減っているかって聞いたのは、要するにDBOの中でもやはり競争性というのがどれだけ担保というか、確保されるかということだと思えるのですが、そういったことの必要な評価というのがこの中には入っているのですか。それを評価した上で、これに選択をしたということが読んで分かるようなところがあるのかどうかということを知りたいのです。そちらのほうとし

ては、もう事例としてそうなのだというのはあるかもしれないのですけれども、知らない人に教える、見てもらうためにはやはり書いていないと分からないのですけれども、それをこれには書いてあるのかなのか、まず聞いていいですか。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） おっしゃるとおりで、手が挙がる民間企業の数が少ないと競争が起きないということは、非常にこれはよろしくないことなのですけれども、そういう意味で今回民間事業者の参画意欲が高いというのは、そこも非常にいい要素だというふうに思っています。なので、含まれているかという意味では、この民間企業の参画意欲というところに含まれているというふうに理解していますが、ちょっと書けていないので、後で書こうと思いますが、基本的にはたくさん手が挙がりそうだという感触はつかんでおります。

もう一つ補足しますと、一番右の定期借地プラスリース、この方式は実はこれに対応できる企業はそんなに多くないです。というのも建設会社は基本的にリース事業をしたがらないからです。なので、これは書いています。参加可能な企業は限られるというふうに下のほうに書いていますけれども、競争性という観点では、この一番右のスキームはあまりその点についてはよろしくないということで、今回はじいているという面もございます。

○議長（井田和宏君） ちょっと暫時休憩します。

（午後 2時01分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時02分）

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 今回、基本計画の策定支援業務ということで2年余りの間、町のほうにお手伝いいただいたのですけれども、いろいろお手伝いする上で大前提となる町の財政状況、現在の。三芳町は、数少ない地方交付税不交付団体だったりといった事情もありますが、そういうのを踏まえた上でのご提案をいただいていたということでよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 株式会社日本総合研究所、山崎さん。

○株式会社日本総合研究所（山崎新太君） ほかの自治体さんでもよくこういった業務を我々お受けしていますけれども、この個別の施設整備プロジェクトのご支援をするに当たって、その自治体さんの財政分析みたいのところまで踏み込むことはふだんもしないです。それは、やり過ぎという意味ではありますので、今回具体的に三芳町さんの財政を拝見して、ここがキャップですみたいな話は当然しておりませんが、基本的には三芳町さんのご要望、あるいは直接お話ししましたが、町の方のご要望というお話をお伺いしながら、あるべき姿を計画しているということなのですけれども、その財源の裏づけはという話については、それは三芳町さんのほうできちんとお考えくださいという、基本的にはそういうスタンスでご支援をしております。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

それでは、菊地議員の質問に対する答弁を求めます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 山崎さんが退室をされる。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） いや、今ないという皆さんのあれだったので。

〔「山崎さんに対してはないと」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） そうですか。

それでは、菊地議員に対する……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） すみません。

暫時休憩します。

（午後 2時04分）

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

（午後 2時05分）

○議長（井田和宏君） まず、菊地議員の質問に対する答弁からよろしいですか。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

先ほどの入の関係ですけれども、三芳町の行政財産使用料に関する条例を基に算出した金額としましては、商工会につきましては月額85万、民間施設については21万という、ちょっと丸めですけれども、出していて、合計が106万という形になりまして、これを12で掛けて15年掛けると、この入になるというような計算で算出しております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ちょっと暫時休憩します。

（午後 2時06分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時07分）

○議長（井田和宏君） 質問をお受けいたします。今の答弁に対する質問です。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちょっと商工会は置いておきますけれども、民間施設というのは200平米を使って月21万ですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

今回の試算では、80平米で試算しております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

80平米というと、どこから出てくるのですか、民間施設、カフェ等で200平米だと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 答弁よろしいですか。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） もう一度ちょっと、資料を見ただけであれなので、もう一度後で答えます。

○議長（井田和宏君） 後ほどということで、今日中に出ますよね、後で。

〔「再確認します」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） よろしくをお願いします。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、200平米の根拠は分からない、ただ民間施設でお貸しするのが80平米計算ということなのですか。それで、この歳入の積算はできているということですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

すみません。ちょっと前提といたしまして、先日、全員協議会のほうでもご説明さしあげました、モデルプランがベースになっておりまして、その中で今回カフェスペースで200平米のうち、あの部分ちょっと絵的にもなのですけれども、コミュニティスペースとかと一体になっている部分でしたので、その中の実務業務に相当するキッチン、厨房等の面積を80平米という形で抜き出して試算しております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そうすると、場所を貸すということで賃料ですよ。坪単価幾らで計算したのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

町の条例上、三芳町行政財産使用料に関する条例で、まず建物価格の1,000分の6と敷地の適正価格の1,000分の3.5、こちらが月額賃料になりますので、そちらで計算をして、すみません、実数は少し時間いただければと思うのですけれども、その分なので、建物の賃料プラス土地の賃料という形で、条例上の数値を適用しているということになります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

条例上って、それは条例は上限ではなくてですか。それで貸さないといけないとなっているのですか。すみません、条例を確認していないのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

それにつきましても、ちょっと含めて後で答えます。

○議長（井田和宏君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、商工会の月85万というのも同じ根拠でやっているということですか。もしそうだとしたら、これも本当に適正かどうかというのが、85万で借りるとしたら、もっといいところ借りられるような気がするのですけれども、それも含めて後でお答えいただけるということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今回、概算事業費等を初めて報告されたわけですが、この基本計画は当然基本構想に基づいたものと思いますが、基本構想でうたっている、複合化によって施設総量の減少、建設維持管理コストの抑制というのは実現できそうなのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本構想でうたっていた基本的な公共施設マネジメントの15%減というのは、今回はこれではなかなか難しいというふうに考えます。公共施設マネジメントにおいて、町全体で15%を減していくというふうに考えておりますので、今回については住民の要望に基づいて面積のほうを決めたというふうな形になっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 別に15%減の話ばかりではなく、例えば諸室とか機械設備等、またはトイレ等が1つになるから、その分を安くできるのだ、いろんなカウンター業務とかが人員を減らせるので、安くなるのだというご説明をずっとしていたと思うのですが、それがちゃんと概算で積算した上で抑制できたのかということをお聞きしているのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、複合化することによって廊下であったりとかエントランスだったりとかトイレだったりというところの共有部分を実際に圧縮するという想定の下、面積表のほうを当初つくってありまして、それに基づいて一定の圧縮率のほうは、一時的な面積表でつくった段階がございました。その後に、利用者の団体の方だったりとか、住民の方のご要望の中の特に例示いたしますと、コミュニティースペースであったりとかコワーキングスペースといった、今までにあまり大きく取れていなかった部分に関してのご要望を追加した部分、あとその中の運営の部分で、今現在、公民館等で倉庫が足りないとか、そういった具体的な

今度は施設側の要望等も含めまして、面積増になった部分がございます。ですので、経緯といたしましては、一時的な検討では実際に共有化による圧縮の目標を形にできたのですけれども、その後面積が増える要因があったということになります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 何か面積が増えたのは住民要望に責任転嫁しているように聞こえてしまうのですが、維持管理に関しては、やはり維持管理コストで一番大きいというか、かなりの部分占めるのって人件費だと思うのです。それも受付業務等、また施設の警備等がまとめられることで安くなるというお話でしたので、建設に関しては今は置いておいて、維持管理費用は安くなるはずなのですが、そちらはどうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

従来方式と比較してという話でございますけれども、今回の場合は維持管理につきましては、運営時間につきましては5%の圧縮のほうが見込めるというふうな考えでおりますので、その辺につきましては圧縮が見込めるというふうな考えでおります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） その5%というのは、従来方式と比べてPFI、DBOにするとという話だったので、例えば今の既存の個別で施設が建っているものと比べてどうかという話で聞いているのですが、恐らくちょっと数字減らないと思うのですが、ではこれによって町の、ごめんなさい、これは変わってきてしまうので、今回のこのご説明、今日いただいているのは、可能性調査の報告なのか、それとも見ていると、もう従来方式ではなくこのDBO方式でやりますよという報告のようにお聞きできるのですが、そこはどのようなのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

PFI等の可能性調査のあくまでも報告ということでございまして、概算費用であるとか手法であるとか、あとはVFMが幾ら出ているというのをまず報告させていただいているということが今回の報告でございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 申し訳ないです。この今日の説明というのはどういう位置づけなのかなと、今聞いていて分からなくなったのですが、多分また基本計画まで分からないよという話になると思うのですが、今までも質問を私が一番最初に質問したときも、それが基本計画ということで全部お話を聞かせていただかなくて、この期に及んでも相変わらずなのかと、基本計画が決まらない限り議員には報告しないというのは室長のお考えなのですか、それとも情報が勝手にひとり歩きするのはまずいから抑えろという上部からの命令があったのか、どちらなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 報告をしていないというのではなくて、基本計画につきまして素案を出させていただいて、議論のほうをいただきたいというふうには考えておりますので、策定したものは、はい、これですよというふうに出すわけではございませんので、そこで議論の余地があるというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 素案っていつ出てくるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

今の時期ですと、4月に入って出すというような考えでおります。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） その後すぐパブコメがあると思うのですが、その素案が出てからパブコメの間ってどのぐらいの期間あるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

まだ正確には決めておりませんが、まず素案をつくって議会に見ていただいてから意見をいただいて、パブコメを出すというような形にしたいというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ですから、その期間がどのぐらいあるのですか。例えば今日だって、これ昨日いただいたのです。委員会が終わったのが4時ぐらいですから、それから家に帰って読んでいるわけです。そんな細かいところまでこれを読みこなせるわけがないと、だから素案が出てきてパブコメにかけると、どのぐらいの余裕があるのですかということを知っているのですけれども、手順を知っているわけではないです。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

日にちまではちょっと答えられないのですけれども、素案のまず作成を今順次行っている最中でございしますので、それができてうちのほうで検討委員会等にかけて出したいというふうには考えております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） すみません。私の質問は手順を知っているのではありませんってさっきから言っているのです。だから、素案が出てきて我々がそれを精査するまでにどのぐらい時間をもらえるのかと、そこがポイントなのです。事前に出したからいいだろうという話ではないでしょうということを知っているのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

日にちについては、ちょっと今この場ではすぐお答えはできませんので、素案の策定の進行具合にもよるといふふうを考えます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ということは、今日出してあしたということもあり得るということですよ、可能性としては。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） それだと意見の集約等はできないと考えるので、常識の範囲内ではやりたいというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） すみません。常識が食い違っているから、こういう質問をしているのであって、通常は2週間とかないとまずいのですけれども、今までのやり方を見ていると、今日もいきなりこれが出てきて、でもまだ基本計画つくっている最中だから、これに関してはどうなるか、細かいところは多分変わってくると思うのです。でも、PFIでいくのかDBOでいくのか、今決まっていないと素案もつくれるはずないと思うのです、常識的に。でも、それも分からないよという話ですよ。それって今までずっとそうなのですが、私の考え方としては、だからこれは別に強制はしませんけれども、いろんな案があって、それがどういう案があるかというのは議会のほうにも開示されて、その案の中でどういう、まだ決まっていないよということで構わないのですが、その案の中で検討委員会の当時のって、どういう議論で煮詰まっていたのか、その計画が全く見えてこないで、ぼんぼんぼんといきなり何か結果というか、それも中途ですけれども、が出てくるわけです。だから、我々といったらあれですけれども、私は信用できないというか、信頼性がないうふうになっているわけで、またこれ同じこと起こるのかなと、もうPFIに関しては説明終わったよとなるのかなということに危惧しているのです、そこはどういうふうに考えてこれから詰めていращるのか、もう一回ご返事いただけますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

いろいろご不満があろうかというふうに考えますけれども、うちのほうの手順としましては、こちらで一応調査の結果の報告をして、先ほど手順は要らないのだという話でしたけれども、これを基に素案をつくって行って、お示しをしてご意見をいただくというのが手法の流れでございますので、それを通じて議会からご意見をいただいて、基本計画のほうを策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） まだありますか、皆さん、質問。久保議員もありますよね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） もう1時間10分、20分ぐらい過ぎているので、少し休憩を取りたいと。

それでは、協議事項の途中ですが、休憩します。

(午後 2時23分)

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

(午後 2時30分)

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項行います。

質問をお受けいたします。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

あくまでも試算ということでこういう計算になっておりますけれども、一般的に結構複合的な手法を使って、P F Iだけではなくて、ここはD B Oで、これは何だというような形でやっているのが結構最近の一般的な形だと思うのです。そういった中でこのS P Cをつくっても、この売上げが1年間に1,300万円しかない、その中で町の支払いが1,100万ですか、2,400万円しかこの団体に対して収入といたしますか、そういったものがないわけで、やはりこら辺の運営収入の利益、収入を上げていかないことには、やはりP F Iというのは非常に難しい選択なのかなと思うのですが、そういった形で全体の借金を、S P I借りるみたいな形になってしまっているから、ちょっと非常にナンセンスな試算なのかなというようなふうには思えるのですけれども、ほかの紫波町なんかは図書館部分というか、その部分に対しての飲食店の収入とかのペイで、もうそれを返してしまうような形で、やっている意味があるのかなと思うけれども、これしか歳入がない中で、やっぱりそういったことというのはちょっと非常に難しいのかなというふうには感じたのですが、どうでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的にS P C、P F Iの方法でやるという形では、D B Oでやるほうが効果が出ているというのが実際の今回の調査の結果でございますので、本来であればD B Oと言い切ってこの場で言いたいところですが、今回は比較をしていただいてご検討いただくというふうな形になります。S P Cにつきましても、やはりなかなかこの事業について行うのはどうなのかというのが今後の検討していく中で考えていきたいというふうに考えておりますので、今のところ26ページの表にある比較という形で、今のうちのほうは捉えているというところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 菊地議員の質問に対する答弁を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 先ほどの入の話でございますけれども、あくまでもV F Mを出す上での試算ということで商工会、先ほど言いましたけれども、月額出して、民間施設についても出しています。これにつきましては、施設の面積及び敷地面積の部分の割り返して料金を設定しておりますが、あくまでも行政財産の使用に関する条例に基づきつくったものでございますので、この料金を商工会に課するというふうな考えには今考えておりません。この辺につきましては、商工会のほうともお話し合いを行いまして、現在、どうするかというふうな形で話し合いを進めているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そうすると、1億9,500万円の根拠はということでお聞きしたときに、商工会で月85万って答弁されたと

思うのですけれども、それはどこ行ってしまうのですか、その話は。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それにつきましては、実際の賃料収入という形で試算をしたという形でございますので、数値としてはそのまま試算数値として生かさせていただきまして、今後これに関するものにつきましては商工会との打合せというふうな形になります。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

試算はしたのですけれども、実際と大きく乖離していたら計画って破綻すると思うのですけれども、1億9,500万円、15年間で入ってくるという前提で試算を組み立てていっても、実際入らなかったら破綻ですかってなってしまうと困るのですけれども、試算だからいいですというだけの話ではないと思うのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 基本的には条例を基につくったという計算式で出しておりますけれども、かけ離れているのであればということで、今後再計算をして考慮していくというふうに考えます。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、この数字自体はもう一度精査をして、どういう形でそれは現れてくるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

今としては、このVFMを出すための試算の数値という形で出ささせていただいていますが、実際の運用をしていく上で商工会との話はまだついておりませんので、それを含めて再計算をしていきたいというふうに思いますので、その辺を考えていきたいというふうに思っています。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、それが交渉になるのですか、どうなのですか。そうすると、条例の意味ないと思うのですけれども、数字が固まったときとか、根拠のあるような数字出たときに、それはどういう形で現れてくるのですかというふうに聞いているのですけれども。これはあくまで試算ですから、試算ですからということだと、何聞いても試算ですからってなってしまいます。そうすると、あまり報告する意味もないような気もするのですけれども、見ておいてくださいとおしまいでいいような気もするのです。なので、こういう考えになりましたということは、どういう形でこちらのほうに現れてくるのでしょうかということです。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

先ほど何度も申し上げますが、VFMを出す試算ということで今回お出ししました。実際商工会が入るかどうかが、基本計画のほうに入れて出したいというふうに考えていますので、そこでまた再計算のほうをしていきたいというふうにしたいと思います。賃料収入という形で、どういう形で上がるのかはあれなのですが、商工会を入れるというような形で考えていきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

何度も聞きますけれども、どういう形かはあれなのですけれども、そのあれが今聞いているところなのです。ちゃんと出た数字はお示ししますとか、そういうことがあればいいのですけれども、あれですと言われても、そうですか、何でしょうかってなるのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） もう一度これを再計算をして議会のほうに報告したいというふうに思いますので、その場で基本計画ということではなくて説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上をもちまして藤久保地域拠点施設基本計画についてを閉じさせていただきます。

暫時休憩します。

（午後 2時38分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時39分）

○政策推進室長（島田高志君） 報告書なのですけれども、今回はVFMを試算するという形で総事業費のほう、概算のほうを出させていただきましたけれども、非常にデリケートなところがございますので、回収というふうには考えてはおりませんけれども、取扱いについては注意をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） それでは、暫時休憩いたします。

（午後 2時39分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時39分）

○議長（井田和宏君） どうぞ、再開しましたので。

○政策推進室長（島田高志君） すみません。先ほど菊地議員の質問に再計算をして出すというふうな話がありますので、もう一度これを出させていただきますので、これはなしというか、もう一度出させていただきますというふうに考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） もう一回計算をし直して、これが出るということですね。

○政策推進室長（島田高志君） はい、これを出しますので。

○議長（井田和宏君） 分かりました。このまま持っていてよろしいですか。取扱いに注意をすればこのままでよいということですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） はい、分かりました。

それでは、暫時休憩いたします。

（午後 2時40分）

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

（午後 2時41分）

◎総務常任委員会

○議長（井田和宏君） 協議事項が全て終わりましたので、報告事項に移りたいと思います。

報告事項につきましては、総務常任委員会より報告がありますので、求めます。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

総務常任委員会より1点だけ急になのですけれども、報告事項として挙げさせていただき事項がありまして、皆さんにちょっとお諮りいただければと思うのですが、というのが前回の総務常任委員会のほうで、三芳スマートインターチェンジのフルインター化が今進んでいまして、工事のほうがここに来てようやく進み始めております。当初委員会のほうで視察のほうを4月に入ってから行う予定で執行側に一応調整のほうをお願いをしていたのですけれども、先日議会、この定例会中ではあるのですが、執行側、町長のほうから、こういう機会なので、できれば全議員で視察のほうはどうですかというような提案をいただきまして、それで一応昨日私のほうで総合調整幹、あと道路交通課長のほうにお話を詳しく伺ってまいりました。委員会だけの視察であれば担当課が説明程度だったのですが、全議員が来れるということであればNEXCOの方たちが現地で説明で、上下線とも移動しながら説明をしていただければというようなお話もいただいておりますので、ここで皆さんどのようなご意見があるか分からないので、お諮りをいただいて、もし現地のほうが見たいというような声が多ければ、一度この後、総務のほうの委員会が入っていますので、視察のほうを一回、委員会としての視察というのを取りやめという形で、また議会の見学会というような形を取らせていただくことも考えていますので、この場で一応ちょっとお諮りいただければなというふうに思っていますので、議長のほうから確認していただければよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 今、久保委員長のほうから、総務常任委員会でスマートインターチェンジ周辺の視察を考えていたのだけれども、全体でどうですかというお話がありました。そうすると、総務常任委員会のほうの所管事務調査というか、その視察は取りやめて、全体でという話になると思うのですけれども、そういった方向で進めさせていただいていいかどうか、ちょっとご意見をいただければと思います。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

私は、厚生文教常任委員会ですので、しかしながら、スマートインターチェンジの工事は大変大きな工事

でもありますし、町のための工事でございますので、ぜひとも全議員で、希望者ということになるのかなと思います。ぜひ私自身は参加させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

私も全然全議員で行くことには反対ではないのですが、総務常任委員会で視察に行きますと決めて、全議員がどうですかというのは、これからもそういう形になるのか、各委員会で視察行きますというときには全協に諮って、どなたか行かれる方ございませんかという常にとというのはおかしいと思うので、何か今回行くことは全然別に私自身個人的には問題ないけれども、ルールとしてやっておかないと、どこかが何か視察行くと、所管事務調査で行くと、では私も行きます、私も行きますって常になってというのだとおかしいのではないかなと、そのルール化をきちっと線引きをしておいたほうがいいと思いますけれども。

○議長（井田和宏君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

そこら辺は、私もちょっと懸念したところではありまして、昨日総務の委員の方には一応声は聞かせていただいたのですが、今回の場合、議員からの見たいとか現地を一緒に調査のために確認したいとかというお話ではなくて、執行側からのそのようなお声をいただいたということで、皆さんに今日のこの全協で諮らせていただくかなというふうに思ったのですが、これが例えばですけれども、総務の委員会で決めたことが厚生の委員の人たちが私も行きたいなというのだと、またちょっと話違うと思うので、そこら辺というのは今後なかなか、今まで恐らくですけれども、委員会で決めたことを執行側のほうで全議員どうですかというのはあまりなかったような気がするので、こういった話ってこれからもないのかなというふうには思うのですが、今山口議員が言った意見があったように、もしルール化というのが必要なのであれば、それは今後ちょっと議運のほうなりなんなりで諮っていただければと思いますけれども、ただ基本的には今までそういう話ってなくて、執行側からの話だったので、今回はちょっと議長に相談させていただいて、このような話の流れにはさせていただいたのですが。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 執行側からのお誘いであれば、太陽の家も同じような形なので、それでよろしいのかなというふうには思います。例えば厚生文教常任委員会で学校訪問するのでというので、そこに総務常任委員会では自分もというのは、それはやっぱりおかしいことかなというふうに思いますので、もしルール化するのであれば久保議員がおっしゃったような形でいいかと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに何かご意見ございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今回は、総務常任委員の久保委員長のやり方でいいのかなというふうに思います。全員で、希望者ですけれども。

○議長（井田和宏君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） では、皆さん一応希望者という形にはなるかと思えますけれども、同意をいただいたということで日程のほうを調整をさせていただいて、一応もう昨日の時点で視察というか、見学の日なのですが、執行側から4月の14日か15日というお話をいただいておりますので、できれば本日執行側のほうにお返事させていただければと思いますので、今もし分かればスケジュールのほうをちょっと確認をしていただいて、ご都合のいい日を教えていただければなと思うのですが。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） これは、総務常任委員会に依頼があったということですか。これは、あくまでも議長が取りまとめをし、議長が執行側に人数は何人ですと報告するという形ですか。すみません。

○議長（井田和宏君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

一応今総務のほうで依頼というか、調整をしてお願いをしたので、今は総務のほうに戻ってきていますけれども、ここで次のこの後の委員会で、全員がここで同意をいただけるようなので、委員会のほうで1回委員会の視察としては撤回をさせていただいて、全議員での議会としての見学会という形に決定した時点で、議長のほうに全部それはもう回しますので、私の手を離れますということです。よろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） そうしますと、今ここで日にちを確定させたほうがよろしいですか。

暫時休憩いたします。

（午後 2時49分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時50分）

○議長（井田和宏君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

あともう一点だけなのですが、一応下り線のほうの幹線14号線のほうからの入り口部分が今工事が着工してしまっていて、恐らくなので、4月の中頃というのが水道管の埋設工事がやられている時期だろうということで、そこら辺周辺に駐車場が何台か車止められるというお話なのですが、その後上り線のほうに移動をやっぱり歩いてだと、工事中なため下が凸凹というか、なので車での移動になると思うということなのです。その中で移動しながら技術面のこととか構造面のことというのをNEXCOの方に説明をいただけるというお話なのですが、この後議長が仕切ってくれるので、大丈夫だと思うのですが、技術面とか構造面とかの説明にあったところの質問だけにとどめていただきたいと思います。全体の質問になってしまうと、今度NEXCOさん対応し切れないと思うので、あくまでも、これはちょっと質問の話にはなるのですが、説明しながら歩いてくれるので、そこでちょっと聞きたいことがあれば確認程度の質問にとどめていただければなということだけここでお伝えして、あとは議長が多分ちゃんとやってくれると思うので、お願いいたします。

私からはそのぐらいかな、以上となります。

○議長（井田和宏君） 今の件でありますけれども、スマートインターの視察については議会全体で行うと

いうことで、日にちについては14か15ということで、また改めて案内をさせていただきます。

質問については、その技術面であるとか確認程度の質問にとどめてもらうということで、今久保委員長のほうからありましたので、お願いをしたいと思います。

よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 今の総務常任委員会からの報告に対して質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） なしですか。

それでは、報告事項、総務常任委員会からの報告は以上とさせていただきます。

報告事項は以上とさせていただきます。

◎その他

○議長（井田和宏君） その他についてですけれども、まず1点、先ほど地方創生臨時交付金の議会からの要望について、リミットが3月末までであるということでお話がありました。各会派ごとに意見がまとめていただいて、3月末までだから、30日までにだめですか。よろしいですか。

質問があればお受けいたします。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 日時は分かりました。出たとして、各会派から出ますよね。それをどうするのですか。議会の意見として、これは最優先でやってもらうとか優先順位も出てくると思うのですが、そこまで協議するのか、それとも各会派が勝手に各自の意見として出すのであれば、別に取りまとめなくても各会派で執行部に要望を出せば済んでしまいますけれども、議会の意見としてにするのか、どうしますか。

○議長（井田和宏君） 今の私の考えとしては、議会としてはまとめず、各会派ごとに意見をまとめていただいて、それをそのまま提出をしていこうというふうには考えていますが。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 午前中、朝の説明だと、もう出されている会派もあるようでしたが、そういった会派にももう一度出してもらうということでよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時54分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時58分）

○議長（井田和宏君） 先ほどのコロナ感染症対応地方創生臨時交付金の件なのですが、会派ごとにあるようでしたら意見をまとめていただいて、30日までに事務局のほうへ提出をお願いいたします。

次なのですが、次は三芳町公共施設マネジメント基本計画（素案）に対する質問に対する回答がまた来ております。前回の全員協議会のときに、回答の内容が不明瞭だということで再質問をもう一回いたしました。

その回答が来ております。一読してもらいますか、大丈夫ですか。こういった回答で、特にこの前の話ですと、この公共施設マネジメント基本計画と第5次総合計画の整合性に対する回答が不明瞭だったということで再質問したというふうに思います。この件に関して、このマネジメント計画に反対の立場の方の意見ということで、こういった質問を出ささせていただいたと思いますが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） いや、反対の方もいたということで、前回の回答が不明瞭のため納得いかなかったという部分があって、再提出、再質問をさせていただいたということがあります。もう一度見ていただいて、これに対する取扱いというのですか、今後どうしていくのか少しご意見をいただければというふうに思います。

少し休憩いたします。暫時休憩します。

（午後 3時00分）

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

（午後 3時10分）

○議長（井田和宏君） 今お配りした資料、回答が来ているわけですがけれども、このやり取りの内容が分からないということでご意見いただきました。前回も同じ意見をいただいております、それが抜けておりましたので、改めて皆さんのほうにそのやり取りの内容について提示をさせていただきます。

この件に関して、この回答の内容についてご意見があれば、どのように取り扱ったらいいのか、ご意見があればお聞かせをいただきたいと思います。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

もうちょっと時間もないので、確かにこの文章だと、我々が聞いていることに答えとなっているとは私は思いません。我々聞いているのは、第5次総合計画に記載されていないことを下位の計画でもってやってもいいのかと、それが許されるのかというのが質問ですから、それに対する答えはなっていないのですが、いろいろ状況を見ると、ちょっと時間ないのかなというのも一つあります。そこで私が提案したいのは、執行側にちょっと申し入れをしてほしいと、まず上富小の問題が一番大きいと、その廃校に当たっては住民の意見をきちっと把握して反映させること、了解を取るということというのが一つ、それから確かに第5次総合計画、今8年でしたっけ、8年間の計画ですよね。見直しは中間のあれでもって4年ごとになっています。今この状況だと、そういうスパンでいいのかなというがあるので、その見直しの期間、8年は8年で、これも昔は地方自治法に定められていたときは変えられなかったですけども、今は自由に変えられるので、もう少し短期で見直すことを考えて、やっぱり下位のものに合わせるわけではないですけども、下位の計画がスムーズに進行できるような形で見直す機会を、もう一回見直し期間を見直す必要があるのではないかとということで、今回に関しては決着はさせたいと思うのだけれども、またあとと言っていることはちゃんと伝えてほしいと、要するに上位で決められていることを下位でもって、そこに載っていないことを勝手にやっているのかというのが最初の質問なので、それは申し入れして、やっぱり執行側にそれを申し入れてほしいなど

思います。

○議長（井田和宏君） 今、山口議員のほうから、しっかり執行側に申し入れをしてほしいと、上富小学校の統廃合については住民の意見をしっかり聞くこと、そして第5次総合計画の見直しの期間をもう少し細かいスパンというのですか、見直しの期間を短くするというのですか、そういったことを改めて考えてほしいということで、それは申し入れてほしいということなのですが、今山口議員から……吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 町の回答に対してどのようにするかということなので、今言った山口議員の方向で、この回答に対してはそれでいいのかなというふうに思います。

○議長（井田和宏君） よろしいですか、そういった方向で進めさせていただきます。

そのような形で改めて執行側のほうに申し入れをさせていただきます。

ほかにございます。よろしいですか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） たしか元の話が、これが公共施設マネジメント基本計画に対して各会派で意見をまとめるという部分で、輝としては基本賛成なのだけれども、こちら辺がちょっと問題になってこないという半分確認の意味ではあったのです。その際に共産党さんとみらいさんは、現状のままでは反対だという意見でしたが、その申し入れをすればあのままの公共施設マネジメント基本計画で賛成ということではよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 各会派の立場としてどうかということですね。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 特に問題にしたのは、その上位の総合計画に対して記載がないことを勝手に下位の計画でもってやられるというのは私自身はノーなので、反対というふうに言いましたけれども、それをきちっと申し入れることによってよしとしますけれども、今後はそういう総合計画にないようなことを勝手に下位の計画でやるようなことがないようにというのももう一つ追加、そういう意味ですけれども、そのためにはやっぱり総合計画そのものを見直しを早くしてやらないと、この時代、コロナなんて、こんなことが起こったりなんかしている予測もつかないことが起こるので、ちょっと4年間に1回の見直しというのはきつかなということなので、そういう意図なので、それはきちっと伝えていただければ、それでよしとします。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

計画には私たちは反対です。ただ、上位計画にないことを下位の計画で載せていいのかという部分は、それは確かに問題なので、その部分では同意しました。その部分での同意だけです。今山口議員のおっしゃった点については、上富小学校の統廃合については、その部分も私たちも文章の中に入れました。基本的には小学校の廃校には反対なのですが、やっぱり小学校、学校がなくなるということは地域の衰退にもつながることなので、ただし、その地域の住民の意見がまず第一であって、住民が廃校に同意するのであれば、それは仕方がない、要するに住民の意見を尊重してほしいということは書いたので、今山口議員のおっしゃった部分については同意できます。

○議長（井田和宏君）　ということでありますので、先ほど出た意見、住民の意見を聞くとか見直しの期間であるとか、総合計画にないことを下位の計画で行うことはどうかみたいなことを申し入れをさせていただくということによろしいですか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君）　この執行側からの回答を見ますと、下のほうで目標値という部分で、こういった公有財産、小学校の施設面積を含む減少分を示しているの、問題ないですよという話だと思うので、私としてはだから、苦しいけれども、そういうことか、では理解しようということだったのですが、そうすると申し入れ、これを認めるか認めないかというのが……もういいですか。すみません。では大丈夫です。私たちは、これで納得せざるを得ないかなという話でした。すみません。

○議長（井田和宏君）　ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君）　ないようでしたら、この件については以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君）　それで、最後にパブコメの件なのですが、町がつくる計画についてパブコメで住民の意見を聞く前に、議会に対して例えば1か月前であるとか、おおよそ期間をもって住民より前に議会に説明を求めるということは多分皆さんご承知というか、前回話したというふうに思います。住民より前に議会に説明があって、その説明を受けた後に議会ですべてまとめられるところはまとめて、執行側に提出をするということは問題はないと思うのですが、その後まとめられなかったときに会派で意見を出すということまではオーケーというか、会派で出すことについては問題はないということで。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君）　分かりました。

その会派ごとの意見も会派ごとに出していただくということで、もちろん期間を区切りますけれども、それまでに会派ごとにまとめていただいて、それぞれの会派で出していただくというふうには思っています。

もう一点、そういったときに議会もしくは会派でまとめた意見を出して、その後また議員が個人で同じものに対して、それぞれの計画に対して意見することは避けてほしいということを執行側のほうから言われましたけれども、これは……もう一回簡単に説明します。パブコメに対して意見を述べることは、もちろん権利として持っています。議会として、会派として意見を出します。その後、また同じことに対して個人の議員として、町民としてというのですか、個人としてパブコメに対する意見を述べるということは、少し控えてほしいということを言われましたので、もちろんパブコメを出す権利はございますので、議会として、会派として意見を出していなければ、もちろん多分その件について意見を述べることはいいと思うのですが、出した場合についてです。ちょっと控えてほしいということを言われましたので、その辺だけ伝えさせていただきます。

よろしいですか。この件についてご意見ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、私からはその他にも以上とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。皆さんのほうから何かございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 今日、かなり時間長くなりまして、大きな要因としてはやはり拠点の部分だったのかなと思うのですが、今後、拠点についてどうするという話、私何度か議長に、例えば本当に委員会だけでいいのかとか、どうでしょうって本格的な申し入れではなく、話したことあったと思うのですが、このままだと、例えば来月の全協で向こうが来てくれないと、またどんどん、どんどん進んでいくと思うのです。そこら辺について何かお考えがありますか。

〔「それ議運じゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 例えば素案ができたとか、そういった場合にはもちろん全協の場で説明をしていたらいいと思っておりますし、全協の場、例えばスケジュールが合わないということであれば、別日程で全協を取って説明を求めることも考えておりますし、また素案だけではなくて何か状況が変わるようであれば、そこは情報を常に執行側から確認をしながら、何か状況が変わるようであればまた皆さんに説明をもらう場をつくろうとは思っていますけれども。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） というのが、先ほど最後のほうには、今日いただいた資料の取扱い注意というのは、若干変更してもう一度出し直すからという話ありました。それが次の全協のときまでに出てこないとなると、議会のほうからさんざんパブコメより一月なり余裕を持って議会に出せというのもちよっときつくなってきたりするかなと思ったのです。そこら辺も含めて一度政策なりとちよっと調整したほうがいいのかと思ひまして。

○議長（井田和宏君） 情報を聞いて調整をしていきたいと思ひます。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今月というか、4月1日から体制が変わります。所管も変わってくるので、所管が変わってきたときに施設、今回70億まで膨れ上がってしまいましたけれども、重要な問題なので、ちょっと新しい室長になるのか課長になるのか私分かりません、課長になるのだろうか。課だから課長になると思うので、新しい課長の考え方と、それからそこまでの状況、それからスケジュール等々を説明する機会をぜひ申し入れてほしい、4月の早々の段階でと思ひますが。

○議長（井田和宏君） 体制も変わるでしょうし、また今日も具体的なスケジュールというのは聞けなかったもので、それも含めて申し入れをして、4月早々、今の時点で言えないですけども、どこかの時点で早めに皆さんの前で説明をもらう場をつくりたいと思ひます。よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それではないようですので、次回なのですけれども、今回は第3火曜日ということで、4月の20日を予定しておりますけれども、今のお話ですと、もう少し4月の、いつか分かりませんが、20日前にはやる可能性もありますので、決まり次第また連絡をさせていただきたいと思ひます。よろ

しいでしょうか。

それでは、私のほうからは以上でございます。

マイクをお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（落合行雄君） 大変お疲れさまでございました。

閉会につきまして小松副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（小松伸介君） 皆様、早朝から長時間にわたりまして、大変慎重審議いただきましてありがとうございました。

この後は総務もあるということで、総務の委員会のほうも皆さんよろしく願いいたします。

本日は大変にお疲れさまでした。

（午後 3時25分）